

# 巻末資料

1. 前計画における施策評価結果／基本目標ごとの総合評価

2. 成果指標一覧

3. 沖縄県環境審議会への諮問書及び同審議会からの答申書

4. 計画策定までの経緯

5. 沖縄県環境審議会

6. 新沖縄県環境基本計画（仮称）検討委員会

7. アンケート結果概要

8. ヒアリング結果概要

9. 沖縄県環境基本条例

10. 環境関係法律体系図

11. 用語解説

# 1. 前計画における施策評価結果／基本目標ごとの総合評価

## 【評価結果の凡例】

環境の現況	今後の方向性
良好	現状維持
概ね良好	取組の強化もしくは見直しが必要
問題・課題あり	

## 環境への負荷の少ない循環型の社会づくり

### 1. 大気環境の保全

環境基準が定められている大気汚染物質について常時監視測定を行っており二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、有害大気汚染物質については環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては環境基準を達成していません。その要因の一つとして中国大陸からの大気移流の影響が考えられ、本県だけでは対応できない状況となっています。

- 二酸化窒素環境基準の達成
- 光化学オキシダント環境基準の達成及び注意報発令日数ゼロの維持
- 浮遊粒子状物質の環境基準の達成
- 有害大気汚染物質の環境基準の達成
- クリーンエネルギーの導入促進

### 2. 水環境の保全

公共用水域(河川、海域)の環境基準達成率は、河川97%、海域92%で、河川の達成率は向上しています。下水道等の汚水処理施設整備、合併処理浄化槽の義務化、家畜ふん尿処理施設の整備が進んだことが要因と考えられます。今後は一部基準を達成できていない河川、海域について流域の汚水処理施設整備などを進める必要があります。

- 公共用水域(河川、海域)の環境基準の達成
- 下水道等の汚水処理施設整備の促進
- 畜産環境汚染の防止
- 健全な水循環系の構築

### 3. 化学物質対策の推進

大気、水質、底質、地下水、土壌についてダイオキシン類調査を実施しており、全て環境基準を達成しています。また、廃棄物処理施設等における排出抑制対策も目標を達成しています。

- ダイオキシン類の排出抑制の推進
- 化学物質による環境汚染の未然防止

### 4. 騒音・振動・悪臭の防止

自動車騒音に関する環境基準の達成率は、94.7%で一部の地域で基準を達成できていません。また、航空機騒音については、那覇空港周辺において環境基準を超過する状況が発生しています。振動・悪臭等については、法や条例で規制を行っていますが、毎年、合計で数百件程度の苦情が発生しています。そのため、関係機関と連携しながら規制地域等の見直しを行い、生活環境の保全を図る必要があります。

- 道路交通騒音の環境基準達成
- 航空機騒音の防止
- 騒音・振動・悪臭の防止

### 5. 土壌・地下水環境の保全

県内には土壌汚染対策法の基準に適合しないために指定される指定区域はありません。また、地下水水質については過去に超過のあった井戸等を除き環境基準を達成しています。過去に基準を超過した井戸等については、原因が自然由来である可能性が高い場合があり、今後とも継続調査に努める必要があります。

- 土壌の環境基準の遵守の徹底
- 地下水質の環境基準の達成
- 環境にやさしい農業の推進

### 6. 赤土等流出の防止

平成11年(1999年)以降、人為的な赤土等汚濁が無いと判断される海域の割合(SPSS のランク5以下)は、25~67%で推移しており目標は達成できていません。今後策定予定の「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画(仮称)」で県内の主要海域別に「赤土等に係る環境保全目標」を設定する予定です。

- 赤土等流出の防止

### 7. 廃棄物・リサイクル対策の推進

一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は、ともに削減目標を達成し年々減少傾向にあります。しかしながら、廃棄物のリサイクル率は横ばい状態であることから、リサイクルを推進するとともに不法投棄対策及び適正処理を推進する必要があります。

- 廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進
- 家畜ふん尿リサイクルシステムの推進
- 廃プラスチック処理の推進

- ・数値目標は多くの項目で概ね達成しています。
- ・航空機騒音に関する環境基準の超過、農地をはじめとする既存流出源からの赤土等流出防止対策、クリーンエネルギーの導入については、取組を強化していく必要があります。

# 人と自然が共生する潤いのある地域づくり

## 1. 緑・水辺・景観の保全と創造

公共施設や学校等の緑化は概ね計画通りに進捗しています。また、親水性に配慮した河川や親水公園及び公園修景用水として下水処理水の再利用が進められています。

- ▽ ○公共施設等の緑化推進
- ▽ ○道路緑化の推進
- ▽ ○身近(学校、公共施設、住宅・民間施設)な緑化の推進
- ▽ ○水辺空間の保全と創造
- ▽ ○下水処理水再利用による親水空間の確保
- ▽ ○良好な都市景観の形成
- ▽ ○良好な自然・農村景観の保全と創造

## 2. 歴史・文化環境の保全と創造

文化財の指定は年々増加しており、伝統芸能・工芸伝承者についても大幅に増加しました。また、史跡等の保存整備を平成15年度(2003年度)から平成22年度(2010年度)までに21件実施したほか、企画展等により埋蔵文化財の普及・啓発を行っています。

- ▽ ○文化財の指定推進
- ▽ ○記念物の保存整備及び保護・活用
- ▽ ○良好な自然・農村文化の保全と創造

## 3. 海域生態系の保全

海域における保全地域指定を進めるとともに、各種モニタリング、オニヒトデの駆除、サンゴの移植などを行っています。なお、赤土等の流出が続いていることから陸域における赤土等流出防止対策の強化が必要となっています。

- ▽ ○海域生態系の適正な保全と創造
- ▽ ○自然環境に配慮した海辺づくりの推進
- ▽ ○海辺の自然との触れ合いの場の保全と創造

## 4. 陸域生態系の保全

陸域における地域指定を進めるとともに、北部地域における生物の生息・成育環境を保全するため移入種対策としてマングース駆除を実施しています。また、自然との触れ合いの促進を図るため、グリーン・ツーリズムガイドなどの育成を行っています。

- ▽ ○陸域生態系の適正な保全と創造
- ▽ ○多様な生物の生息・生育環境の保全
- ▽ ○森林・みどりの整備の推進
- ▽ ○豊かな自然(陸域生態系)と調和した社会づくり
- ▽ ○自然との触れ合いの場の保全と創造

## 5. 陸水域生態系の保全

環境影響評価制度を適正に運用し事業実施による水辺環境への影響の回避・低減化に努めました。また、国場川等において多自然型の川づくりを実施しています。なお、赤土等の流出が続いていることから赤土等流出防止対策の強化が必要となっています。

- ▽ ○水辺の保全・復元・創造
- ▽ ○自然環境に配慮した憩い潤いのある水辺づくりの推進

- ・ 数値目標は多くの項目が概ね達成、施策も概ね取り組んでいます。
- ・ 『人と自然が共生する潤いのある地域づくり』に向けた環境保全施策として、今後も取組を推進していく必要があります。

## 環境保全活動への積極的な参加

### 1. 環境教育・環境学習の推進

環境教育に関するガイドラインの作成、環境教育指導者の養成が行われているほか、県立少年の家等において体験学習の機会を提供しています。今後は、学校における環境教育と併せて、大人を対象とした環境教育の強化が必要と考えられます。

○環境教育・環境学習の推進

### 2. 自主的な環境保全活動の促進

ISO14001環境マネジメントシステムを導入し、環境保全活動を率先して実行するとともに、企業に対するエコアクション21取得支援、アジェンダ21県民会議との連携による自主的な環境保全活動の支援、沖縄県地域環境センターによる情報発信、普及啓発活動などを行っています。

○自主的な環境保全活動の促進

### 3. 普及・啓発活動の推進

環境月間における講演会、地球温暖化防止月間パネル展や環境交流集会の開催、全県一斉清掃などのイベントを行っています。また、愛鳥週間中の探鳥会、図画コンクール、沖縄県地域環境センターにおける情報発信、各種パンフレット配布、自然観察会などの普及・啓発活動を実施しています。

○普及・啓発活動の推進

- ・数値目標はほとんどの項目が達成、施策も取り組んでいます。
- ・『環境保全活動への積極的な参加』に向けた環境保全施策として、取組を推進していくとともに、今後は大人を対象とした環境教育の強化も図っていく必要があります。

## 地球環境の保全に貢献する社会づくり

### 1. 地球温暖化防止対策の推進

沖縄県における平成19年度(2007年度)の温室効果ガス排出量は、1,386万トン(二酸化炭素換算)で、県が目標としていた平成12年度(2000年度)比8%削減という目標を達成できませんでした。このような結果を踏まえ平成22年度(2010年度)には新たな計画を策定しており、同計画に基づき着実に削減を図っていく必要があります。

△温室効果ガス排出量の削減

### 2. オゾン層保護対策の推進

法令の周知等により、直近3年間の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量は約30,000kgで、平成15年度(2003年度)に比べ約1.2倍増の回収となっています。

また、使用済自動車のフロンについても、回収基準にもつぎ全量を回収する状況になりつつあります。今後とも回収事業者に対する指導を行う必要があります。

△フロンの全量回収をめざした取組の推進

### 3. 酸性雨対策の推進

降水のpHの経年的変化を調査した結果、H14年度(2002年度)以降のpHは5前後でほぼ横ばいとなっており、酸性雨の出現率は47~65%で推移しています。今後とも、環境省が実施する全国的な酸性雨モニタリングへの協力・連携を行っていくこととしております。

△酸性雨対策の推進

### 4. その他の地球環境問題への取組の推進

アジェンダ21県民会議と協働し、ローカルアジェンダ行動計画を策定、推進しました。また、ISO14001環境マネジメントシステムを導入し、環境保全活動を率先して実行するとともに、企業に対するエコアクション21取得支援を実施しました。

△その他の地球環境問題への取組の推進

### 5. 国際環境協力の推進

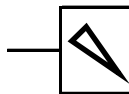
海外研修生の受入や海外におけるマングローブ植林などを実施しました。(平成19年度(2007年度)に事業終了)

△国際環境協力の推進

- ・施策は概ね取り組んでいるが、数値目標未達成が2項目あります。
- ・「1.地球温暖化対策の推進」では、温室効果ガスの排出削減目標が達成できておらず、新たな計画に基づき着実に削減していく必要があります。また、「3.酸性雨対策の推進」では、県単独で対応できない状況であることから国際的な協力体制の構築などが必要となっています。

## 基地公害の防止のための施策

### 基地関連公害 の防止



#### ○基地関連公害の防止

嘉手納及び普天間飛行場周辺における航空機騒音は、24測定局のうち11測定局(46%)で環境基準を達成しておらず、依然として航空機騒音の被害が継続している状況です。そのため、米軍機による航空機騒音の軽減措置等について、米軍等の関係機関に対し、引き続き要請を行う必要があります。

また、基地周辺公共用水域における水質調査の結果、すべての地点で環境基準を達成していますが、基地に起因する環境汚染を未然に防止するため、引き続き監視を行う必要があります。

- ・施策は概ね取り組んでいますが、目標は達成していません。
- ・米軍飛行場周辺における航空機騒音の環境基準達成率が54%であることや基地内で油流出事故が発生していることなど、基地周辺の生活環境、自然環境に影響を与えていることから、取組を強化していく必要があります。

## 環境保全のための共通的・基盤的施策

### ▷ 共通的・基盤的施策の総合的な実施による 計画の推進

環境基本計画の策定等環境政策の総合企画立案及び各種施策の実施段階における総合調整を行っています。また環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に基づき適正な環境影響評価審査手続きを実施するとともに、戦略的環境影響評価制度の構築に向けて条例制定作業を行っているところです。

- ・施策は概ね取り組んでおり、今後も環境保全のための共通的・基盤的施策を推進していく必要があります。



前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標			目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果	
基本施策	個別施策	目標の具体的内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況		施策の取組状況と課題
3-1-1 大気環境の 保全	①二酸化窒素環境基準の達成	○二酸化窒素の環境基準達成局率について、一般環境大気測定局の平成13年度(2001年度)の達成率100.0%を維持します。また、自動車排出ガス測定局については、平成13年度(2001年度)の達成率100.0%の維持に努めます。	○二酸化窒素の環境基準達成局率 〈一般環境大気測定局〉 将来:100%を維持 〈自動車排出ガス測定局〉 将来:100%の維持に努める	数値目標は達成している。一般環境大気測定局で平成22年度は100.0%(11/11局)、自動車排出ガス測定局で平成22年度は100.0%(4/4局)達成。	概ね取り組んでいる。 【実施状況】 ・大気汚染物質の常時測定 ・保健サーベイランス調査事業(毎年、健康調査アンケートを実施) ・固定発生源対策(規制・指導等)を概ね計画どおり実施した。 ・第3次渋滞対策プログラムを終了した(バイパス等の整備、交差点改良等の実施)。沖縄都市モノレール開業。 ・沖縄県公共交通活性化推進協議会において、平成22年度に「CO2削減」、「渋滞緩和」に関するパンフレットを配布し、啓発活動を実施した。	目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	②光化学オキシダント環境基準の達成及び注意報発令日数ゼロの維持	○光化学オキシダントの環境基準達成局率について、平成13年度(2001年度)の0%から、平成24年度(2012年度)までに100%達成するように努めます。 ○光化学オキシダント注意報発令日数について、平成13年度(2001年度)の0日を維持します。	○光化学オキシダントの環境基準達成局率 H24年度:100%達成に努める ○光化学オキシダント注意報発令日数 将来:0日を維持	数値目標は一部達成している。環境基準達成局率は、平成22年度で0%(0/6局)。注意報発令日数は0日を維持。	・エコドライブの普及促進のほか、バスマップ等の配布等を実施。 ・平成16年度に、「TDM交通需要マネジメント」施策推進アクションプログラム」を策定。公共交通の利用促進施策として、バス運行体系の改善に取り組んだが、バスレーン拡充等、乗継運賃割引、バス停など乗継施設の整備などの課題から実現に至っていない。	目標は一部達成であり、今後も引き続き取組の推進が必要。なお、未達成の目標の設定見直しが必要。
	③浮遊粒子状物質の環境基準の達成	○浮遊粒子状物質の環境基準達成局率を、一般環境大気測定局の平成13年度(2001年度)の達成率100.0%を維持します。また、自動車排出ガス測定局については、平成13年度(2001年度)の達成率100.0%の維持に努めます。	○浮遊粒子状物質の環境基準達成局率 〈一般環境大気測定局〉 将来:100%を維持 〈自動車排出ガス測定局〉 将来:100%の維持に努める	数値目標は達成している。一般環境大気測定局で平成22年度は100.0%(5/5局)、自動車排出ガス測定局で平成22年度は100.0%(1/1局)達成。	【課題等】 ・交通量は増加傾向であり、引き続き渋滞対策が必要である。 ・交通結節機能について不十分な駅の対応 ・乗り継ぎ利便性の向上、パークアンドライド駐車場の整備	目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	④有害大気汚染物質の環境基準の達成	○ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類の環境基準達成局率を100.0%とし維持に努めます。	○ベンゼンの環境基準達成局率 ○トリクロロエチレンの環境基準達成局率 ○テトラクロロエチレンの環境基準達成局率 ○ジクロロメタンの環境基準達成局率 ○ダイオキシン類の環境基準達成局率 (各目標) 将来:100%達成及び維持に努める	数値目標は達成している。ベンゼン等の環境基準達成局率は、100.0%(いずれも4/4局)。	概ね取り組んでいる。 ・大気汚染物質の常時測定 ・保健サーベイランス調査事業(毎年、健康調査アンケートを実施) ・発生源対策として、沖縄本島内の一般廃棄物焼却施設の広域化を進め、平成10年度の17施設から平成22年度13施設となった。離島の広域化が進んでない。 ・ダイオキシン類測定結果について、HPへの公開等、県民への情報提供に努めた。	目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	⑤クリーンエネルギーの導入促進	○各主体で、太陽光や風力等による新エネルギーの導入を積極的に推進します。	○太陽光発電(住宅及び民間企業) H22年度:5万kW ○太陽光発電(公共施設等) H22年度:3,000kW ○風力発電(沖縄島) H22年度:16万kW以上 ○風力発電(沖縄島以外) H22年度:3万kW以上	数値目標は達成していない。太陽光発電は、平成22年度で住宅及び民間企業は目標値の19%、公共施設等は2%。風力発電は、平成21年度で沖縄島は目標値の1.2%、沖縄島以外は1.1%。	概ね取り組んでいる。 ・太陽光発電導入の普及促進を図るため、平成21年度から太陽光発電設備導入者に対する助成制度を創設しており、太陽光発電の普及促進を図った。 ・設置コストが高額となること等の理由から、率先導入には至っていない。 おきなわアジェンダ21県民会議において、環境月間関連イベントや環境フェア等を実施し、県民や事業者へ対する環境保全の普及啓発を推進している。	県内の温室効果ガス排出量は基準年に比較して増加している。太陽光発電、風力発電等クリーンエネルギーの導入は削減効果があるため導入を進める必要があるが、現状は目標を下回っている。今後は、平成22年度に策定した沖縄県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)等に位置づけられた目標の達成に向けて取組を強化していく必要がある。

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標			目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果	
基本施策	個別施策	目標の具体的内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況		施策の取組状況と課題
3-1-2 水環境の保全	①公共用水域(河川、海域)の環境基準の達成	○公共用水域の環境基準達成率について、健康項目は平成13年度(2001年度)の達成率100.0%を維持し、生活環境項目(BOD、COD)は平成13年度(2001年度)の83.3%(河川:BOD)、100.0%(海域:COD)を平成24年度(2012年度)までに概ね100%達成・維持するように努めます。	○公共用水域の環境基準達成率 -河川- <健康項目:かみカム等26項目> 将来:100%を維持  ○公共用水域の環境基準達成率 -河川- <生活環境項目:BOD> H24年度:概ね100%達成・維持に努める  ○公共用水域の環境基準達成率 -海域- <健康項目:かみカム等24項目> 将来:100%を維持  ○公共用水域の環境基準達成率 -海域- <生活環境項目:COD> H24年度:概ね100%達成・維持に努める	数値目標は概ね達成している。平成22年度において公共用水域の環境基準達成率は、河川は健康項目98.7%(46/47地点)、生活環境項目(BOD)は97.2%(35/36地点)、海域は健康項目100%(14/14地点)、生活環境項目(COD)91.7%(11/12地点)。	概ね取り組んでいる。 ・沖縄県社会資本整備計画等を基に、流域下水道3流域の供用開始。 ・公共下水道は、41市町村のうち25市町村で事業が実施。 ・家畜排せつ物法の管理基準が適用される農家は、処理施設の整備等により、全て家畜排せつ物の管理基準が遵守されている。 ・事業所等への立入検査の実施、河川等汚濁の通報等による関係事業者への改善指導の実施 ・個人の浄化槽新設の際に補助金を交付。 ・生活排水対策指導員養成への支援 ・生活排水対策重点地域の指定による指定地域における対策の推進 ・啓発用パンフレットの作成 ・県主体の水生物調査を平成17年度まで実施し、以降は市町村等が実施する水生物調査を支援。	△ 目標は概ね達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	②下水道等の汚水処理施設整備の促進	○下水道等の汚水処理施設整備率(人口普及率)を、平成8年度(1996年度)末の60%から、平成27年度(2015年度)までに94%となることを目指します。	○汚水処理施設整備率 H27年度:合計93.9% 下水道 82.2% 農業集落排水施設 8.2% 漁業集落排水施設 1.3% 合併処理浄化槽 2.2%  ○下水道接続率 H15年度:90%	目標年度・数値が見直されており、概ね進捗はよい。下水道整備率は平成22年度は66.5%(平成40年度目標84.6%)、農業集落排水施設は3.3%(同5.7%)、漁業集落排水施設は0.2%(同0.3%)、合併浄化槽は10.8%(同5.9%)。下水道接続率は、平成22年度で88%。	概ね取り組んでいる。 ・平成10年度に「沖縄県下水道等整備構想」を策定した。その後社会情勢の変化に応じて適宜見直しを図り、平成22年度末に新たに「沖縄汚水再生ちゅら水プラン」を策定した。 ・構想見直し(ちゅら水プラン)によると、多くの市町村が維持管理費の急増などにより集合処理計画から個別処理計画へ転換しており、その結果、集落排水施設の要整備集落が半減した。 ・個人の浄化槽新設の際に補助金を交付。	△ 目標年度・数値が見直されており、概ね進捗は良いが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	③畜産環境汚染の防止	○家畜ふん尿処理施設等の整備を行い、畜産に起因する環境汚染の防止を図ります。	○浄化処理施設整備箇所数 H20年度:153箇所(累計)  ○家畜排せつ物処理施設の整備 H16年度:残る要整備737戸について整備推進  ○堆肥舎整備箇所数 H20年度:161箇所(累計)	数値目標は達成している。家畜排せつ物処理施設の整備は、平成16年度目標(残る要整備737戸)に対し、平成22年で1,598戸整備。	取り組んでいる。 ・環境保全型畜産確立推進指導協議会等において、実態調査及び巡回指導等を実施。 ・家畜保健衛生所等が農家に対し環境対策を指導。 ・畜舎排水の河川等への垂れ流し、不法投棄に対する指導及び摘発措置の実行。 ・家畜排せつ物法の管理基準が適用される農家は、処理施設の整備等により、全て家畜排せつ物の管理基準が遵守されている。	△ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	④健全な水循環系の構築	○ダム等の河川水の有限性という制約に対応すべく、節水の向上に努めるとともに、水資源としての積極的な雨水利用や、水の有効利用・循環利用としての下水処理水等の再生水利用を推進し、健全な水循環系の構築を図ります。		目標設定なし。	概ね取り組んでいる。 ・平成4年策定「沖縄県水資源有効利用推進方針」の具体的検討。 ・手引、指針等の配布、雨水利用推進により、河川水への依存を軽減し、節水意識の向上に寄与した。 ・沖縄県水資源有効利用推進方針において、「都市計画上の水資源有効利用」について計画。 ・那覇浄化センターの下水処理水を高度処理し、那覇新都心地区等へ雑用水を供給。 ・平成14年度に「土木建築部総合雨水対策に関する行動計画」策定 ・1ha以上の開発(民間等)によって雨水流出量が増加しないよう指導・助言 ・総合雨水対策による効果が数値化されていないことから、定量的な指標を設定する必要がある。	△ 概ね取り組んでいるが、今後も引き続き取組の推進が必要。

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価



前計画の施策と目標				目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
基本施策	個別施策	目標の具体的内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-1-3 化学物質対策の推進	①ダイオキシン類の排出抑制の推進	○ダイオキシン類の県内排出量を平成20年度(2008年度)までに、平成9年度(1997年度)比で、約9割の削減を目指します。	○ダイオキシン類の排出量 H20年度:H9年度比で約9割を削減	数値目標は達成している。 ダイオキシン類の県内排出量は、目標値(平成20年度までに、平成9年度(10.8g-TEQ/年)比で、約9割の削減)に対し、平成21年度で0.94g-TEQ/年。	概ね取り組んでいる。 ・ダイオキシン類測定調査・常時監視 ・発生源対策として、沖繩本島内の一般廃棄物焼却施設の広域化を進め、平成10年度の17施設から平成22年度13施設となった。離島の広域化が進んでない。 ・一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設におけるダイオキシン類測定結果の確認、必要に応じて立ち入り検査を実施。	△ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	②化学物質による環境汚染の未然防止	○環境汚染化学物質検出率について、平成13年度(2001年度)の17%から平成24年度(2012年度)までに0%となるよう努めます。	○環境汚染化学物質検出率(検出数/検体数) H24年度:0%  ○ゴルフ場排水農業調査暫定指針値超過率(超過検体数/調査検体数) H24年度:0%	数値目標は達成している。 ゴルフ場排水農業調査暫定指針値超過率は、平成21年度0%(0/45検体)。	概ね取り組んでいる。 ・ダイオキシン類測定調査・常時監視 ・廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類排出抑制対策 ・ダイオキシン類に関する県民への情報提供及び理解と協力の要請	△ 概ね施策を実施しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
					数値目標は達成している。 ゴルフ場排水農業調査暫定指針値超過率は、平成21年度0%(0/45検体)。	概ね取り組んでいる。 ・水質、底質、生物、大気中の化学物質の濃度レベルを把握するため、サンプリング調査を行った。 ・ゴルフ場周辺環境調査(排水の農業調査、使用実態調査) ・ゴルフ場周辺環境調査(排水の農業調査、使用実態調査) ・公共水域においてへい死魚があった場合、サンプルを採取し、原因把握に努めた。
3-1-4 騒音・振動・悪臭の防止	①道路交通騒音の環境基準達成	○主要幹線道路等の夜間騒音の環境基準達成率を、平成24年度(2012年度)までに住居系地域の住居が最も密集する地域について概ね100%とします。	○環境基準達成率 H24年度:概ね100%達成に努める	数値目標は達成している。 平成17年度は50.0%(5/10地点)。航空機騒音の環境基準適合率は、平成18年度から面的評価が導入され、平成22年度では94.7%(55,124/58,179戸)。	概ね取り組んでいる。 ・自動車交通騒音常時監視測定調査 ・騒音測定結果の公表及び関係機関への低減化要請 ・規制地域の指定及び規制基準の設定 ・法及び条例に基づく規制・指導の徹底 ・騒音防止に係る普及啓発 ・H13～H22までに24路線、約56Kmの排水性舗装(低騒音舗装)の整備が完了した。	△ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	②航空機騒音の防止	○那覇空港に係る、環境基準の地域類型指定を当てはめる地域内の航空機騒音について、平成24年度(2012年度)までに環境基準の概ね100%達成に努めます。  ○離島空港に係る、航空機騒音が高い区域にある学校について、教育環境を改善するため、騒音防止対策に努めます。	○航空機騒音の環境基準適合率 H24年度:概ね100%達成に努める	数値目標は達成できていない。 航空機騒音の環境基準適合率は、平成22年度で、75.0%(3/4地点)。	概ね取り組んでいる。 ・那覇空港周辺航空機騒音測定調査 ・測定結果の公表 ・関係機関への航空機騒音防止対策、都市計画整備への配慮要請 ・WECPNL(うるささ指数70)を超えている施設の防音工事を実施してきた。県予算により実施しており、近年は予算が半減している事から、事業進捗に影響がでている。	▽ 航空機騒音是那覇空港周辺で環境基準を超過する状況が発生しており、航空機騒音の監視測定等を継続するとともに航空機騒音防止対策に関する要請の実施など取組を強化していく必要がある。
	③騒音・振動・悪臭の防止	○騒音・振動のない静かで安らぎのある生活環境、悪臭による不快感のない生活環境の確保、維持に努めます。	○公害苦情件数 <騒音> H24年度:現状(H12年102件)を半減  ○公害苦情件数 <振動> H24年度:0件  ○公害苦情件数 <悪臭> H24年度:現状(H12年352件)を半減	数値目標(現状を半減)は達成できていない。 平成12年度の102件に対し、平成17年は66件、平成22年度は105件。  数値目標は達成できていない。 平成12年度の4件に対し、平成22年度は8件。  数値目標(現状を半減)は達成できていない。 平成12年度の352件に対し、平成17年は254件、平成22年度は300件。	概ね取り組んでいる。 ・騒音苦情調査 ・騒音・振動実態調査 ・規制地域の指定及び規制基準の設定(H17、H22に規制地域を見直し) ・法及び条例に基づく規制・指導の徹底 ・騒音・振動防止に係る普及啓発	△ 概ね取り組んでいるが、振動・悪臭等については、関係機関と連携しながら規制地域等の見直しを行い、生活環境の保全を図る必要がある。



前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標				目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
基本施策	個別施策	目標の具体的内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-1-5 土壌・地下水環境の保全	①土壌の環境基準の遵守の徹底	○土壌の環境基準について、平成13年度(2001年度)の達成率100.0%を維持し、土壌の汚染に伴う周辺環境の影響を防止します。	○土壌の環境基準達成率 将来:100%を維持	数値目標は達成している。 土壌(ダイオキシン類)の環境基準達成率は、平成22年度で100%(14/14地点)。	概ね取り組んでいる。 ダイオキシン類対策特別措置法第27条に基づき、県内の土壌環境基準(ダイオキシン類)の測定を行っている。	▶ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	②地下水質の環境基準の達成	○地下水質の環境基準達成率を、平成12年度(2000年度)の達成率78.3%から、平成24年度(2012年度)までに概ね100%達成するように努めます。	○地下水の環境基準達成率 H24年度:概ね100%達成に努める	数値目標は達成している。 地下水の環境基準達成率は、平成22年度で100%(7/7地点)。	概ね取り組んでいる。 ・地下水の水質把握(概況調査、モニタリング調査及び周辺調査) ・汚染原因の究明(検討会、汚染地域の浄化対策) ・工場・事業場の有害物質の地下浸透の規制・指導 ・有害物質の自主管理の適正指導 ・事業者に対する地下水浄化対策の指導及び技術的支援	▶ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	③環境にやさしい農業の推進	○農業生産における、農業、化学肥料の使用量について、低減化を図ります。	○農業使用量 将来:低減化を図る	数値目標(低減化)は概ね達成している。 農業使用量の環境基準達成率は、平成12年度の約3,165tに対し、以降1,676~3,073tで推移し、平成22年度は2,095t。	概ね取り組んでいる。 ・エコファーマー、特別栽培農産物の認証拡大。 ・農業研究センターで技術開発 ・温暖な気候のため周年病害虫が発生し、また、東南アジア等から新たな病害虫の侵入もみられる。さらに、近年、化学農薬が効かない病害虫も増えており、引き続き農業に依存しない病害虫防除対策を推進する必要がある。	▶ 目標は概ね達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
3-1-6 赤土等流出の防止	①赤土等流出の防止	○農地をはじめとする既存流出源からの流出や、諸開発に伴う赤土等の流出を防止し、河川や海域の生態系を再生・維持していきます。	○流域協議会設置数(累計) H22年度:50水系	数値目標(50水系)は達成できていない。 流域協議会設置数は、平成22年度は11協議会。	概ね取り組んでいる。 ・赤土等流出防止条例に基づく、公共工事における流出対策の実施。 ・事業行為対象工事箇所については条例を遵守するよう指導している。 ・「農地対策マスタープラン」を15市町村で策定し、赤土等流出危険度マップ等を作成。 ・環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の適切な運用。 ・赤土等流出防止条例による規制・指導等(届出等の審査・監視・指導等、赤土等流出防止計画の策定中、県内11市町村に流域協議会を設置、赤土等流出危険度マップの作成、啓発指導、開発事業現場のハトロール、赤土等流出防止講習会の開催、堆積土砂利用技術の開発)	▶ 沖縄県赤土等流出防止条例の対象となる開発事業については、届出審査、現場監視等により、流出は抑制されている。 しかし、県全体の流出量の7割を占めていると推定される農地については、同条例の排出基準が適応されていない。 今後の赤土等流出防止対策は、主な発生源である農地等の対策を強化していく必要がある。 なお、今後策定予定の「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画(仮称)」で県内の主要海域別に「赤土等に係る環境保全目標」を設定する予定となっており、本計画においても同数値を目標値として設定することを検討している。
			○海域での赤土等の堆積が簡易法でランク5以下(定点観測) 将来:100%	数値目標は達成できていない。 「海域での赤土等の堆積が簡易法でランク5以下」は、平成13年度の75%(9/12地点)に対し、以降25%(3/12地点)~83%(10/12地点)で推移し、平成22年度は33%(4/12地点)。	概ね取り組んでいる。 ・農地保全巡回/ハトロールを実施。 赤土等流出防止対策についての普及・啓発を行っている。 ・赤土等流出防止計画の策定中、県内11市町村に流域協議会を設置、赤土等流出危険度マップの作成、啓発指導、堆積土砂利用技術の開発 ・農業農村整備事業において、条例に基づく対策により流出量は減少している。 ・水質保全対策事業(耕土流出防止型)の整備実績は、平成22年度5,875haとなっており、平成23年度における目標達成(12,300ha)は困難となっている。 理由は、沈砂池等の流末対策から、発生源である農地及びその周辺での対策を複合した整備手法へ遷移したことが挙げられる。 従って、整備手法変更により、赤土等流出の削減効果は向上したものの、整備費用高騰により、面整備率は低いものとなった。 しかし、危険度ランクを用いた評価と照らし合わせると流出状況や社会的影響の大きい地域内での対策は71.7%と進んでおり、一応の成果は得られたものとする。	▶ 沖縄県赤土等流出防止条例の対象となる開発事業については、届出審査、現場監視等により、流出は抑制されている。 しかし、県全体の流出量の7割を占めていると推定される農地については、同条例の排出基準が適応されていない。 今後の赤土等流出防止対策は、主な発生源である農地等の対策を強化していく必要がある。 なお、今後策定予定の「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画(仮称)」で県内の主要海域別に「赤土等に係る環境保全目標」を設定する予定となっており、本計画においても同数値を目標値として設定することを検討している。

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標				目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
基本施策	個別施策	目標の具体的内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-1-6 赤土等流出の防止	①赤土等流出の防止	○農地をはじめとする既存流出源からの流出や、諸開発に伴う赤土等の流出を防止し、河川や海域の生態系を再生・維持していきます。	○排出基準の達成率 将来: 100%	排出基準の達成率については、調査実施していない。	概ね取り組んでいる。 ・発生源対策の強化(緑化)として、米軍基地内において、防衛省が実施する開発事業については、条例に基づく通知の審査を行うとともに、基地内に立ち入り、現場監視を行った。 ・平成21年度の調査により、衛星写真を用いて米軍基地内の裸地を把握し、流出量計算式を用いて、県全体の米軍基地からの流出量を推計した。 ・赤土等流出防止計画の策定中 ・赤土等流出危険度マップの作成(基地の範囲及び基地内の裸地についてデジタルマップを作成し、既存のGISシステムに登録した。 ・普及啓発要請(基地からの赤土等流出の際、基地内立入の要請を行っている。 ・堆積土砂利用技術の開発	 沖縄県赤土等流出防止条例の対象となる開発事業については、届出審査、現場監視等により、流出は抑制されている。しかし、県全体の流出量の7割を占めていると推定される農地については、同条例の排出基準が適応されていない。今後の赤土等流出防止対策は、主な発生源である農地等の対策を強化していく必要がある。なお、今後策定予定の「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画(仮称)」で県内の主要海域別「赤土等に係る環境保全目標」を設定する予定となっており、本計画においても同数値を目標値として設定することを検討している。
		○河川海域の赤土等流出量(USLE式による推算) 将来: 事業現場、農地等からの赤土等流出の削減に努める	河川海域の赤土等流出量は、平成20年度まで未調査で、平成21年度以降一部実施となっている(平成23年度まで)。なお、目標は「事業現場、農地等からの赤土等流出の削減に努める」としている。	概ね取り組んでいる。 ・赤土等流出状況の把握、流出防止技術の検討を行ってきた。 ・赤土等流出対策支援システムを構築した。 ・水質保全対策事業(耕土流出防止型)では、農地における対策の実証調査、開発現場における対策の実証調査などを行った。また、その成果を事業の拡充事項として国へ要望し、赤土等流出防止対策の新たな手法として取り入れている。 ・赤土等流出防止対策交流会及び赤土等流出防止講習会を毎年開催している。 ・土壌特性の調査研究は、平成15年度以降は実施していない。	 同上	
		○赤土等流出防止施設整備率(農地) H23年度: 70%	数値目標は達成できていない。赤土等流出防止施設整備率(農地)は、目標値平成23年度70%に対し、平成22年度33.4%。	概ね取り組んでいる。 ・赤土等堆積量の把握(県内110の海域において、SPSS測定を実施中)。 ・赤土等堆積状況等定点観測調査(県内12海域において、毎年、SPSS測定及びサンゴ被度調査を実施)。 ・赤土等流出量の把握(県全体の赤土等流出量を推計調査中)。 ・ネットワークの確立(赤土等流出防止対策協議会の開催、平成21年度まで赤土等監視員を設置) ・赤土等流出防止交流会及び赤土等流出防止技術講習会を毎年開催。 ・「沖縄の土木技術を世界に発信する会」主催シンポジウムにおいて、赤土流出問題がテーマとして取り上げられた。 ・「赤土等ガイドブック」及び「赤土等流出防止対策ハンドブック」を作成。 ・県内11市町村に赤土等流域協議会が設立された。		

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標			目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果		
基本施策	個別施策	目標の具体的内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況		施策の取組状況と課題	
3-1-7 廃棄物・リサイクル対策の推進	①廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進	○平成17年度(2005年度)を目標年度とし、以下の目標に向け取り組んでいきます。 <一般廃棄物> ①排出量を平成9年度(1997年度)に対し3%削減 (H9('97):49万9千トン/年→H17('05):48万4千トン/年) ②再生利用量を平成9年度(1997年度)の5.8%から17%に増加 (H9('97):2万9千トン/年→H17('05):8万2千トン/年) ③最終処分量を平成9年度(1997年度)の36.1%から22%に削減 (H9('97):18万トン/年→H17('05):10万6千トン/年)	○一般廃棄物排出量 H17年度:H9年度に対し3%削減	数値目標は達成している。 一般廃棄物排出量は、目標値49万2千トン(平成9年度50万7千トン)に対し3%削減に対し、平成21年度42万7千トン。	概ね取り組んでいる。 ・ゴミ減量化の普及啓発(ごみ減量・リサイクル週間)。 ・マイバッグキャンペーンに伴うレジ袋有料化に取り組んでいる。 ・県産リサイクル製品利用促進事業により3製品認定し普及啓発 ・個人の浄化槽新設の際に、補助金を交付している。 ・米軍基地から排出される廃棄物の状況を調査すると共に、廃棄物の分別、適正処理等について要請。 ・ちゅら島環境美化条例に基づき全県一斉清掃などの取組を実施。	▽ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。	
		<産業廃棄物> ①排出量の増加を平成9年度(1997年度)に対し6%以下に抑制 (H9('97):207万1千トン→H17('05):218万8千トン) ②再生利用量を平成9年度(1997年度)の38.2%から45%に増加 (H9('97):79万1千トン→H17('05):97万9千トン) ③最終処分量を平成9年度(1997年度)の20.4%から13%に削減 (H9('97):42万3千トン→H17('05):29万5千トン)	○産業廃棄物排出量(農業を除く) H17年度:排出量の増加をH9年度に対し6%以下に抑制	数値目標は達成している。 産業廃棄物排出量(農業を除く)は、目標値2,425千トン(排出量の増加を平成9年度2,288千トンに対し6%以下に抑制)に対し、平成21年度1,864千トン。	概ね取り組んでいる。 ・廃棄物の不適正処理、不法投棄防止対策として、廃棄物監視指導員、及び不法投棄監視員を配置。 ・特別管理廃棄物の適正処理について監視・指導を実施。PCB廃棄物保管事業者へ適正保管を指導。 ・公共関係による産業廃棄物管理型最終処分場の整備について、住民等の合意形成に取り組んでいる。 ・建設リサイクル資材の利用促進による、最終処分量の減量等、循環型社会の構築に向けた取組を実施。 ・庁内各課で構成する廃棄物適正処理推進連絡協議会を設置し、廃棄物の適正処理・リサイクルの効果的推進を図っている。 ・産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業により、11件の排出抑制・リサイクル施設整備等に補助金交付。 ・産業廃棄物税を導入		▽ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
			○県産建設資材利用率 H17年度:100.0%	-	-		
		○建設廃棄物の再資源化等率 H17年度:95%	数値目標は概ね達成している。 建設廃棄物の再資源化等率は、目標値平成17年度95%に対し、平成20年度93%。	概ね取り組んでいる。 ・県内で排出された廃棄物を原材料とした建設リサイクル資材の利用促進による、最終処分量の減量等、循環型社会の構築に向けた取組を実施。 ・建設リサイクル法に基づく、建設工事における分別解体や再資源化等の確認・指導・助言等の実施。	▽ 目標は概ね達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。		
	②家畜ふん尿リサイクルシステムの推進	○家畜ふん尿について適正処理を行い、河川等水質汚濁防止に努め、堆肥化など有効利用に取り組みます。	○堆肥舎整備箇所数 H20年度:161箇所(累計)	数値目標は一部達成。 家畜排せつ物の利用量は、平成20年度設定の目標値2,034千トン/年(全体の96%)に対し、1,190千トン/年(全体の77.8%)。堆肥舎整備箇所数についての目標達成状況は不明。	概ね取り組んでいる。 ・家畜排せつ物法の管理基準が適用される農家は、処理施設の整備等により、全て家畜排せつ物の管理基準が遵守されている。 ・環境保全型畜産確立推進指導協議会等において、実態調査及び巡回指導等を実施。 ・家畜保健衛生所等が農家に対し環境対策を指導。 ・堆肥センターに沖縄県堆肥センター協議会を設置(経営の健全化、堆肥の流通の促進、堆肥化システムの検討等を目的とする)。 ・堆肥技術についての勉強会、講習会へ参加 ・堆肥の流通促進や宣伝のためのパンフレット作成 ・肥料取締法遵守の指導	▽ 目標は一部達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。	
			○家畜排せつ物の利用量 H20年度:2,034千トン/年(全体の96%)				
	③プラスチック処理の推進	○プラスチック類の使用量を押しさえ、農業用プラスチック類等の廃棄量を減らし、適正に処理します。	○処理量 将来:500トン/年(計画)	-	施策の取り組み状況不明。	-	
	<新規> ④下水汚泥の有効利用の推進	<新規> ○下水汚泥を有効利用することにより、循環型社会の構築に貢献します。		目標設定無し。	概ね取り組んでいる。 ・本県の下水汚泥発生量は約52千トン/年(平成22年度)で、ほぼ全量をコンポスト化し、緑農地還元により有効利用。	▽ 施策は概ね取り組んでおり、今後も取組を推進していく必要がある。	

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標				目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
基本施策	個別施策	目標の具体的内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-2-1 緑・水辺・ 景観の保全 と創造	①公共施設 等の緑化推 進	○沖縄の自然を活かし、在来種 による伝統的風景を規範とした 修景緑化を推進します。 ○緑地の確保目標は平成27年 度(2015年度)は、市街化区域 の35%、都市計画区域の14% とし、身近な環境にみどりが広 がるまちづくりを進めます。 ○都市公園等の整備率は、平 成27年度(2015年度)までに県 民一人当たり20m <sup>2</sup> (平成7年 度(1995年度):4.2m <sup>2</sup> )を目指 します。	○緑の基本計画の策定 将来:各市町村毎に策 定 ○自然公園区域の拡大 及び管理強化 H23年度:公園数8箇所 (累計) ○1人当たりの公園面積 将来:整備推進 ○自然公園の整備と利 活用 H23年度:整備箇所63箇 所(累計)	数値目標は概ね達成している。 緑の基本計画はH22年度13市町 村(H15年度9市町村)で策定済 み。 自然公園の指定箇所H22年度で7 箇所(H14年度6箇所)。 一人あたりの都市公園面積H21年 度で10.7m <sup>2</sup> /人(H13年度7.3m <sup>2</sup> / 人)。 自然公園の整備箇所H22年度で 60箇所(H14年度44箇所)。	概ね取り組んでいる。 ・都市公園整備の推進により、H21 年度で国内標準値を超えている。 引き続き長期的な望ましい値を目 指し整備を推進。 ・風致地区の指定区域を拡大、緑 地保全地区は優先度が低い。 ・沖縄海岸固定公園の見直し(本 部カルスト地域を編入)、多良間県 立自然公園を新規指定。 ・沖縄県修景緑化実施計画書に基 づく緑化重点地域で、H14~H16 年度で6地区の修景緑化整備を実 施。	△ 目標は概ね達成して いるが、今後中南部 の都市公園整備の推 進が必要。
	②道路緑化 等の推進	○県管理道路(国道、県道、街 路)について、緑化推進に努め ます。 ○長期的には、人家の世帯す る地域の幹線道路について、概 ね緑化に努めます。	○道路緑化延長(率) 将来:推進に努める	数値目標は概ね達成している。 H11年度に緑化率が47.9%と全国1 位となる。H17で44.8%とほぼ横ば いとなるが、現在も高水準の道路 緑化を推進している。	概ね取り組んでいる。 ・道路緑化基本計画がH9年度に 改められ、緑量のある道路景観を 推進。管理面で課題有り。 ・都市計画区域内21市町村中14 市町村において都市計画マスター プラン策定。 ・工場立地法に基づく特定工場の 緑地確保(新設届出12件)。	△ 目標は概ね達成して いるが、今後維持管 理手法の確立が必要 。
	③身近(学 校、公共施 設、住宅・民 間施設)な緑 化の推進	○学校施設、公共施設、住宅・ 民間施設などの身近な緑化の 推進に努めます。	○緑化率60%以上学校 <高等学校> H15年度:52校(累計) ○緑化率60%以上 <特殊教育諸学校> H15年度:16校(累計)	数値目標は一部達成している。 高等学校の緑化率60%以上学校数 は、H22年度で50前後(H12年度 49校)で横ばい。 特殊教育諸学校の緑化率60%以上 学校数は、H22年度で12校(H16 年度以降横ばいで9~12校)。 学校統合の影響により、緑化率が 下がる年度もある。	概ね取り組んでいる。 ・生徒、教職員、PTA等の協働による 学校緑化。 ・環境共生住宅推進事業等の成果 をHPや講習会等により周知。 ・パンフレット(沖縄型環境共生住 宅のすすめ)の中で環境共生住宅 の手法の一つとして、屋上緑化を とりあげて普及啓発。 ・沖縄県総合緑化基本計画に基づ き、公共施設周辺の広場や駐車 場に率先して緑地、緑陰を確保。 ・住宅の緑化、工場等の緑化を推 進。 ・沖縄県植樹祭、緑化コンクール、 ポスター原画コンクール等を実施。	△ 目標は概ね達成して いるが、引き続き取組 の推進が必要。
	④水辺空間 の保全と創造	○自然海岸や河川の保全に努 め、河川の改修などに当たって は、自然環境や親水性に配慮 した快適な水辺空間の提供に 努めます。	○親水性に配慮した川 づくり 将来:整備推進	数値目標は概ね達成している。 H12年度からH22年度にかけて国 場川等の整備を推進(H9年度~ H11年度にかけて羽地大川、奥 川、天願川等を整備)。	概ね取り組んでいる。 ・国場川の親水性に配慮した川づ くり、久茂地川河川環境整備等の 河川整備事業の実施。 ・河川愛護団体を募り、河川の除 草・清掃を実施(H22愛護団体数: 55団体)。 ・地域用水環境整備事業でカンジ ン地区(久米島町)を含む5地区を 整備。	△ 目標は概ね達成して いるが、引き続き取組 の推進が必要。
	⑤下水処理 水再利用によ る親水空間の 確保	○下水処理水の再利用により、 親水空間を確保し、人々にゆと りと潤いを与える憩いの場を提 供します。	○新世代下水道支援事 業 将来:整備推進	数値目標は概ね達成している。 H22年度までに8件の事業(H13年 度7件)が実施されている。	概ね取り組んでいる。 ・H19年度までに西崎親水公園等 の事業が実施され、人々にゆとり と潤いを与える憩いの場を提供。	△ 目標は概ね達成して いるが、引き続き取組 の推進が必要。
	⑥良好な都市 景観の形成	○地域特性を生かした優れた 景観の形成に努めます。	○モデル地区指定数 H16年度:3地区	前計画で掲げた数値目標は達成し ていないが、H16の景観法の制定 に伴って、景観行政団体数を新た な目標とし景観政策に取り組んで いる。	取り組んでいる。 ・景観法の制定(H16)など、国の 動向を踏まえ「沖縄県景観形成基 本計画」を策定。 ・市町村の景観計画策定を促進 (H22年度末、景観行政団体数 11、景観計画策定数6)。 ・定期的に違反広告物の簡易除却 を実施(H22年度実績24,576件)。 ・H3~H22までに約98Kmの電線 共同溝の整備が完了。	△ 目標は概ね達成して いるが、引き続き取組 の推進が必要。
	⑦良好な自然 ・農村景観 の保全と創造	○農村地域における良好な自然 ・農村景観の保全を図るため に、農村環境の保全と整備を行 います。	○田園環境整備マス タープラン作成の推進 ○農村環境計画の作成 推進 H15年度:2地区(予定)	数値目標は概ね達成している。 北中城村、与那原町の2市町村以 外は、田園環境整備マスタープラン が農村環境計画を策定し、農業農 村整備事業の実施に向けた整備を 図っている。	取り組んでいる。 ふるさと農村活性化基金事業等に より地域共同で行う農村環境の向 上に資する活動を支援。 「沖縄、ふるさと百選」を認定し農 山漁村の活性化に寄与。 グリーン・ツーリズム実践者の支援 や都市と農山漁村との交流を目的 とした交流施設等を整備。	△ 目標は概ね達成して いるが、引き続き取組 の推進が必要。



前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標				目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
基本施策	個別施策	目標の具体的内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-2-2 歴史・文化 環境の保全 と創造	①文化財の 指定推進	○伝統や文化の薫り満ちた、深 まりのある環境の形成を目指 します。	○文化財の指定件数 H15年度:309件 将来:指定推進	数値目標は概ね達成している。 文化財の指定件数は毎年度着 実に増加しH22年度で422件(H13年 度367件)となり、指定推進がな されている。	取り組んでいる。 ・文化財の指定を推進し毎年度着 実に増加。 ・文化財教育普及関係刊行物とし て要覧や紀要・図画作品集他合計 16冊を刊行・配布。 ・文化財愛護図画作品の募集(入 賞者の表彰及び作品の展示)。 ・文化財情報DB構築。 ・承継養成事業は国・県指定無形 文化財の芸能・工芸を対象。 ・「歴代宝案」、「新沖縄県史」関 連の刊行物を編集・刊行。 ・文化財の保存整備(史跡等16、 建造物40、民俗文化財8、天然記 念物6)。	▶  目標は概ね達成して いるが、引き続き取組 の推進が必要。
	②記念物の 保存整備及び 保護・活用	○広く県民が利用できるよう、 史跡等周辺環境整備を推進 する。 ○埋蔵文化財の調査、発掘や 記録保存に努めるとともに、価 値が高いものについて指定文 化財にして保全を図ります。	○史跡名勝指定件数 H15年度:3件 将来:指定推進 ○埋蔵文化財発掘調査 件数 H15年度:60件 将来:調査推進 ○史跡整備件数 H15年度:13件 将来:整備推進	数値目標は概ね達成している。 史跡名勝指定件数はほぼ毎年度 着実に実施(約1~3件指定)。 埋蔵文化財の発掘件数は毎年度 年間約40件実施(H22年度45件) し、着実に調査を推進。 史跡整備件数は年間平均約16件 実施(H22年度16件)。	取り組んでいる。 ・史跡等の整備6件完了。 ・土地公有化事業4件完了。 ・史跡等の指定は、H22年度では44 件指定、11件増加。 ・埋蔵文化財地図情報システム作 成。 ・年間4件開発会議を実施。 ・県立埋蔵文化財センターで体験 学習、文化財講座等開催。 ・沖縄県立埋蔵文化財センターで 基地内文化財の分布調査や試掘 調査を実施。	▶  目標は概ね達成して いるが、引き続き取組 の推進が必要。
	③良好な自然・農村文化 の保全と創造	○農村地域における歴史遺産 や農業文化、及び自然環境の 保全を図るために、農村環境の 保全と整備を行います。	○田園環境整備地域 H23年度:47市町村	北中城村と与那原町以外は田園 環境整備地域となっており、概ね 数値目標を達成できている。	概ね取り組んでいる。 ・自然環境と調和した農業生産整 備基盤と生活環境基盤整備の総 合的支援を図った。しかし、集落機 能の低下、社会資本整備の集落 格差の拡大等新たな問題が発 生。 ・ふるさと農村活性化基金事業等 により地域共同で行う農村環境の 向上活動を支援。 ・「沖縄、ふるさと百選」として認定 し、農山漁村の活性化を図った。 ・グリーン・ツーリズム実践者の支 援、人材育成等を実施。	▶  目標は概ね達成して いるが、新たな問題も 発生していることか ら、引き続き取組の推 進が必要。
3-2-3 海域生態系 の保全	①海域生態 系の適正な保 全と創造	○豊か沖縄の豊かな海域 生態系の保全を図ります。	○地域指定による保全 面積(海域) H17年度:85,475ha (新規指定11,149ha) ○保全地域箇所数 H17年度:3地域(自然環 境保全地域) 4地域(鳥獣保護区) 7地域(自然公園区域)	数値目標は概ね達成している。 地域指定による保全面積(海域) は毎年度着実に増加し、H22年度: 95,025ha(H13年度74,326ha)と なる。 保全地域箇所数はH22年度:8地 域(自然公園区域)の1増加。	概ね取り組んでいる。 ・法、県条例に基づく審査、住民 意見等への配慮。 ・条例に基づく届出等の審査、監 視、指導等を随時実施。 ・海岸保全区域の指定(新規:10 区域、変更区域:6区域)。 ・環境生態系保全活動支援事業に よりサンゴ礁漁場のモニタリング、 オニヒド駆除等を実施。 ・漁業公害調査指導事業により、 養殖漁場周辺の環境モニタリン グを実施。 ・「海岸愛護月間」の際に海浜清 掃活動を実施。 ・生活排水対策指導員養成への 支援。 ・河川への畜舎排水流入につい て、畜舎に対する監視指導。 ・赤土等発生源対策の強化等。	▶  目標は概ね達成して いるが、引き続き取組 の推進が必要。
	②自然環境に 配慮した海辺 づくりの推進 ※自然と調 和した災害に 強い県土づく り	○なるべく自然海岸を保全し、 海岸の改修等に当たっては、自 然環境に配慮した海辺づくりを 行います。	○自然環境に配慮した 海辺づくり 将来:海岸保全基本計 画の策定・推進	数値目標は達成している。 自然環境に配慮した海辺づくりと してこれまでに6海岸で整備を完了。 海岸保全計画はH15年度策定完 了。	概ね取り組んでいる。 ・海岸保全基本計画の策定・推 進。 ・宇座海岸、金武湾港宇座海岸の 海岸環境整備事業を完了。 ・同事業について新規事業が抑制 され新規展開が困難。 ・整備完了後の維持管理費の捻 出等様々な問題が生じる。 ・テリホク等在来種を混植し、自然 環境に配慮した植栽を実施。 ・防風工、伏工も木材や麻シートな どの自然素材を使用。	▶  目標は達成している が、維持管理費の捻 出など課題が残る。
	③海辺の自然との触れ合 いの場の保全 と創造	○海辺の自然を保全・創出し、 触れ合いの場の提供に努めま す。		目標設定無し。	概ね取り組んでいる。 ・海浜観察養成講座の開催、海浜 美化に関する事業、体験・滞在型 観光の推進等はほぼ未実施。 ・河川・海岸等の適正利用啓発に ついては、学校への周知や「海岸 愛護月間」の際に市町村と連携し て海浜等の清掃活動を実施。	▶  概ね取り組んでいる が、引き続き取組み の推進が必要。



前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標			目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果	
基本施策	個別施策	目標の具体的内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況		施策の取組状況と課題
3-2-4 陸域生態系の保全	①陸域生態系の適正な保全と創造	○本県のすぐれた自然を有する地域のうち、自然的、社会的諸条件から特に保全が必要とされる地域を適正に保全するための地域指定(陸域)について、平成12年度(2000年度)末の55,774haに加え、平成13年度(2001年度)から平成17年度(2005年度)の間に8,366haの新規指定を行います。	○地域指定による保全面積(陸域) H17年度:64,140ha (新規指定8,366ha) ○保全地域箇所数 H17年度:3地域(自然環境保全地域) 4地域(鳥獣保護区) 7地域(自然公園区域)	数値目標は概ね達成している。地域指定による保全面積(陸域)についてはH22年度:67,715haで目標値(H17年度64,140ha)を達成。保全地域箇所数は、H22年度:46地域(自環12、鳥25、生息2、自然7)で、ほぼ横ばい。	概ね取り組んでいる。 ・本部カルスト地域の沖繩海岸国立公園区域への編入、H22年度多良間県立自然公園の新規指定。 ・自然環境の実態把握調査結果が15年経過している地域もあり、国のRDBランク見直し等もあることから新規調査が必要。 ・県条例で特別配慮地域を定め、条例の対象規模を一般地域の2分の1としている。 ・国・県指定天然記念物6件について、樹勢回復等の保護事業実施。 ・やんばる地域でマンガース対策を実施、H17、H18年度には大宜味村、東村で北上防止策を設置。 ・森林の保全は、森林整備事業により、地域特性を生かした造林、保育等を計画的に推進。	▶ 目標は概ね達成しているが、引き続き取組の推進が必要。
	②多様な生物の生息・生育環境の保全	○野生生物の保護を図るため、平成23年度(2011年度)までに鳥獣保護区を30箇所にします。 ○野生生物に悪影響を及ぼす移入種対策として、沖繩島北部地域のマンガース等を平成16年度(2004年度)までに排除し、以後、再侵入の防止を図ります。	○鳥獣保護区の設定 H23年度:30地域(累計) ○マンガース等駆除数 H14~H16年度:やんばる地域でのマンガース駆除の徹底 H17年度以降:やんばる地域へのマンガース侵入防止対策の実施	数値目標は一部達成している。鳥獣保護区の設定はH22年度では25地域となっており、目標の30地域を未達成。マンガース等駆除は毎年度実施しており、駆除数は年々減少傾向。H22年度では184頭(H14年度2,107等)。	概ね取り組んでいる。 ・特殊鳥類生息環境調査については、H16年度、H17年度にヤンバルクイナ生息数調査、ロードキル多発地域の環境調査等を実施。 ・H21年度、H22年度には侵略的外来種の侵入状況調査を実施。 ・狩猟免許試験を年1回実施。 ・有害鳥獣の駆除は、市町村で実施し営農支援課と連携。	▶ 目標は一部未達成、引き続き取組の推進が必要。
	③森林・みどりの整備の推進	○森林の公益的機能(水源かん養や景観美等)の拡充を図るため、森林・みどりの整備を推進します。	○造林面積(累計) H15年度:10,189ha ○松くい虫被害(被害量)の低減 H18年度:被害の終息を目指す ○保安林面積 H15年度:24,366ha	数値目標は達成している。 ・造林面積(累計)H22年度:10,266ha(目標値H15年度:10,189ha) ・松くい虫被害(被害量)の低減 H22年度:14,330m <sup>3</sup> (H13年度:28,774m <sup>3</sup> ) ・保安林面積 H22年度:30,501ha(目標値H15年度:24,366ha)	概ね取り組んでいる。 ・計画的に森林整備を実施。 ・松くい虫被害は、保全すべき森林を重点的に駆除や予防対策を実施。 ・森林保険の加入促進を行い、風害等気象災による損害を填補。 ・公営種子採取、母樹林の整備、苗木生産等の事業を実施。 ・地域森林計画に基づき、森林整備、治山施設整備を実施。 ・地域森林計画等に基づき、林業施策等を実施。 ・森林・林業技術は適切かつ効果的な普及指導活動を実施。 ・森林の保全、農地防風林の整備等を推進。	▶ 目標は概ね達成しているが、引き続き取組の推進が必要。
	④豊かな自然(陸域生態系)と調和した社会づくり	○快適で潤いのある豊かな生活環境づくりにあたっては、沖繩の豊かな自然環境の保全に配慮し、環境にやさしい手法の採用に努めるとともに、その適切な活用を図り、自然と調和した社会の形成を図ります。		目標設定無し。	概ね取り組んでいる。 ・自然環境と調和した生活環境基盤整備の総合的支援を図っている。しかし、集落機能の低下、社会資本整備の集落格差の拡大等新たな問題が発生。 ・グリーンツーリズム実践者の支援、人材育成等を実施。 ・田園環境整備マスタープラン等は県内34市町村作成済み。 ・農林漁業体験施設等の整備を図っているが、財政的な問題があり十分対応できていない。 ・地域森林計画等に基づき、林業施策等を実施。 ・体験・滞在型プログラム、施設の整備。 ・森林セラピーの事業展開(国頭村) ・課題として、魅力あるプログラムの作成、広報宣伝等のソフトインフラの整備があげられる。	▶ 数値目標を設定し、引き続き取組の推進が必要。
	⑤自然との触れ合いの場の保全と創造	○自然との触れ合いの促進を図ります。	○県民の森年間来場者 H15年度:25万人	数値目標は未達成。県民の森年間来場者 H22年度:171,804人(数値目標H15年度:25万人)	概ね取り組んでいる。 ・自然公園区域内で海の観察(糸満市大度海岸5回)、山の自然観察会(与那覇岳、県民の森、各1回)を実施。 ・グリーンツーリズム実践者の支援、人材育成等を実施。 ・田園環境整備マスタープラン等は県内34市町村作成済み。 ・農林漁業体験施設等の整備を図っているが、財政的な問題があり十分対応できていない。 ・県民の森等は、H18年度に指定管理者制度を導入、自主事業の実施等により森林レクリエーションの場として提供された。 ・ガイド、インストラクター養成。 ・体験・滞在型施設の整備。	▶ グリーンツーリズムガイドなどの育成を行うなど、概ね取り組んでいるが、今後も引き続き取組の推進が必要。

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標				目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
基本施策	個別施策	目標の具体的内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-2-5 陸水域生態系の保全	①水辺の保全・復元・創造	○良好な水辺環境の保全を図ります。	○自然環境に配慮した水辺づくり 将来:整備推進	数値目標は概ね達成している。 H12年度からH22年度にかけて国場川等の整備を推進(H9年度～H11年度にかけて羽地大川、天願川等を整備)。	概ね取り組んでいる。 ・法、県条例に基づく審査会、住民意見等への配慮。 ・条例に基づく届出等の審査、監視、指導等を随時実施。 ・公共水域の水質監視。 ・生活排水対策では、集合処理計画から個別処理計画へ転換し、集落排水施設の要整備集落が半減。H22年度ちゅうら水プランでは整備計画人工81,650人に対し、62,580人の処理施設が採択(73.0%)。 ・生活排水対策重点地域の指定による指定地域の対策の推進。 ・農業農村整備事業では、県条例により赤土等の流出防止に努めてきたことから、開発行為事業箇所からの流出量は減少。 ・水質保全対策事業(耕土流出防止型)の整備実績は、H22年度整備率33.4%、達成率47.8%となり、H23年度目標達成困難。	▶ 目標は概ね達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
	②自然環境に配慮した憩い潤いのある水辺づくりの推進	○なるべく自然河川を残し、河川の改修等に当たっては、自然環境に配慮した水辺づくりを行います。		目標設定無し。	概ね取り組んでいる。 ・国場川等の多自然川づくりを推進。 ・農業農村整備事業実施の際は、自然環境保全や復元なども配慮しながら計画・実施。 ・田園環境整備マスタープラン、農村環境計画は県内34市町村で策定済み。 ・グリーンツーリズム実践者の支援、人材育成等を実施。 ・農林漁業体験施設等の整備を図っているが、財政的な問題があり十分対応できていない。	▶ 概ね施策を実施しているが、未実施の事業については今後取組を推進していく必要がある。
3-3-1 環境教育・環境学習の推進	①環境教育・環境学習の推進	○学校、家庭、地域、職場等において環境教育・環境学習を推進します。	○こどもエコクラブ会員数 H15年度:延べ500人 ○環境教育モデル校(小中高校) 将来:今後とも推進 ○環境教育研究指定推進校(小中高校) 将来:今後とも推進 ○ガイドライン数 H23年度:100件(累計)	一部の数値目標は達成している。 こどもエコクラブ会員数はH22年度で730人(H13年度265人)となり、増加している。	概ね取り組んでいる。 ・H15～H17年度に順次小学校編、中学校編等の体験型教育プログラムを作成。 ・こどもエコクラブの活動普及のため、環境交流集会を開催。 ・小学校等を対象にしたごみ減量・リサイクル講座を開講。 ・久米島町カンジダム周辺の水路で小学生による底生生物調査を実施。 ・県主催の水生生物調査はH17年度で終了。市町村等が実施する水生生物調査を支援。 ・沖縄県地域環境センターのHPを活用し、環境関連イベント等の情報提供を実施。 ・「美ら島おきなわ農の散歩道」等農山漁村地域の魅力を掲載した冊子の作成、配布を実施。 ・小中高等教諭を対象に「環境学習指導講座」を実施。 ・緑の少年団体験学習会の開催。 ・研究指定校として2年間指定。 ・H14～15:宮古農林高校、H16～17:南部商業高校、H18～19:八重山農林高校、H20～21:豊見城高校、H22～23:具志川商業高校	▶ 概ね施策を実施しているが、今後も取組を推進していく必要がある。
3-3-2 自主的な環境保全活動の促進	①自主的な環境保全活動の促進	○環境への負荷の少ない社会の実現へ向け、各主体の自主的、積極的な環境保全活動への取り組みを推進します。 ○県が率先して環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得を目指します。	○ISO14001認定事業所数 H15年度:延べ20箇所	数値目標は達成している。 ISO14001認定事業所数はH22年度で78箇所(H10年度1箇所)となる。	取り組んでいる。 ・各主体と連携し沖縄県環境保全率先実行計画を推進。 ・上記計画により、各種省エネ活動を実施。 ・H23年2月にISO14001の2度目の認証更新。 ・H18年度に策定した沖縄県グリーン購入基本方針に基づき、グリーン購入を推進。 ・学校現場での出前講座等による環境活動支援。 ・環境月間で環境保全に係る講演会等の普及啓発活動。 ・毎年度環境白書発行。	▶ 目標を達成しており、今後も取組を推進していく必要がある。

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標				目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
基本施策	個別施策	目標の具体的内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-3-3 普及・啓発活動の推進	①普及・啓発活動の推進	○環境情報の適切な提供に努めます。 ○環境保全に関する普及・啓発活動を推進します。	○環境美化促進月間における美化清掃活動の延参加人数 H18年度：12千人	数値目標は達成している。 環境美化促進月間における美化清掃活動の延参加人数はH22年度で5万7千人(H18年度目標1万2千人)に達している。	取り組んでいる。 ・環境月間において、環境保全に係るパネル展等を開催。 ・地域環境センターを活用して環境保全啓発活動を実施。 ・おきなわ環境交流集会開催。 ・沖縄県環境保全基金の運用益で環境保全啓発活動実施。 ・環境モデル校事業の廃止→愛鳥モデル校指定を検討。 ・ちゅら島環境美化推進県民連絡会議総会開催(年1回)。 ・レジ袋有料化の実施(県内11社と協定を締結)。 ・ゴミ減量・リサイクル推進週間等の普及啓発活動。	△ 目標を達成しており、引き続き取組を推進していく必要がある。
3-4-1 地球温暖化防止対策の推進	①温室効果ガス排出量の削減	○温室効果ガス総排出量を平成22年度(2010年度)までに平成12年度(2000年度)レベルから8%削減することを目指します。	○CO2排出量(推計値) H22年度：H12年度比で8%の削減を目指す	数値目標は未達成。 温室効果ガス排出量は、2000年度～2007年度にかけて11%増加(目標H12年度比で8%の削減を目指す)。	概ね取り組んでいる。 ・沖縄県地球温暖化地域推進計画(H22年度終了)を推進。目標は未達成。 ・H21年度から太陽光発電設備導入者への助成制度を創設、H22年度は393件助成。 ・クリーンエネルギーは設置コストが高額で率先導入に至っていない。 ・県公共交通活性化推進協議会で小中高生を対象に公共交通の必要性啓発パンフを配布。 ・公共交通機関の利用促進を図るためバスマップ等配布。 H22年度に新たな沖縄県地球温暖化対策実行計画を策定。 ・都市計画区域内の緑化、緑地保全を推進。 ・全島緑化県民運動推進会議を設置し、全島緑化県民運動を展開、県全体の緑化を効率的に推進。 <前計画では未掲載となるが新たに実施した取組> ・H22年度、鉄軌道の導入可能性について検討。 ・鉄軌道導入のための新たな整備スキーム及び営業主体に対する特例を定めた法制度の必要性を提案。	△ 温室効果ガスの排出量は、2000年度～2007年度にかけて11%増加しており、地球環境全体だけではなく、本県においても直接的に様々な影響を及ぼすことから、H22年度に新たに策定した地球温暖化対策実行計画に沿って、取組を推進し温室効果ガス排出量を削減していく必要がある。
3-4-2 オゾン層保護対策の推進	①フロンを全量回収をめざした取組の推進	○沖縄県フロン回収・処理推進協議会(国、県、市、消費者団体、家電製品関係団体、カーエアコン関係団体で構成)を通じ、廃家電品、カーエアコン等からのフロンの回収を促進し、平成24年度(2012年度)までに全量回収を目指します。	○フロン回収・処理<家電製品> H24年度：全量回収 ○フロン回収・処理<業務用冷凍空調機器> H24年度：全量回収 ○フロン回収・処理<カーエアコン> H24年度：全量回収	数値目標は概ね達成している。 フロン回収・処理の業務用冷凍空調機器は、H22年度で31,626.9kg(H12年度8,486.6kg)、カーエアコンは、H17年度で802.0kg(H12年度941.6kg)となっており、毎年度回収に向けた取組が実施されている。	概ね取り組んでいる。 ・フロン回収・破壊法に係る事業者等説明会の開催(毎年)。 ・県フロン回収・処理推進協議会の開催。 ・事業者等へのフロン回収指導等を実施。 ・県環境月間などを利用して、立入検査等を実施。 ・土木建築部局と連携して、解体工事現場等の視察及び解体事業者に対するフロンの適切な回収・破壊及び周知を実施。	△ 目標を概ね達成しており、今後も推進していく必要がある。
3-4-3 酸性雨対策の推進	①酸性雨対策の推進	○酸性雨の監視や調査研究を進め、発生の防止に努めます。	○酸性雨出現率(観測数/調査試料数) 将来：低減化に努める	数値目標は未達成。 毎年度酸性雨観測を実施。 H22年度は出現率約3割となるが、近年の動向として約5割～6割程度の出現率となる(H13年度46.6%)。	概ね取り組んでいる。 ・酸性雨観測(降水のpH測定、イオン分析)及び調査研究を実施。	△ 酸性雨は大陸から大気の流れによる越境汚染が主な要因で、県で対策を取ることが困難であることから、今後も酸性雨の監視・観測を継続するとともに、広域的・国際的な連携・協力を働きかけていく必要がある。
3-4-4 その他の地球環境問題への取組の推進	①その他の地球環境問題への取組の推進	○熱帯林の減少等その他の地球環境問題にも適切な対応に努めます。		目標設定無し。	概ね取り組んでいる。 ・平成11年度に沖縄県環境保全率先実行計画を策定し、以後3期にわたって一事業者として省エネや省資源化に努めてきた。	△ 施策は概ね取り組んでおり、今後も推進していく必要がある。

前計画における施策評価結果／個別施策ごとの評価

前計画の施策と目標				目標の達成状況、施策の取組状況		評価結果
基本施策	個別施策	目標の具体的内容	数値目標・達成時期	目標の達成状況	施策の取組状況と課題	
3-4-5 国際環境協力の推進	①国際環境協力の推進	○国際環境協力のための交流事業を推進します。	○受入れた環境保全研修生の人数 将来：継続実施に努める	数値目標は達成している。 H19年度で取組終了。	概ね取り組んでいる。 ・海外の研修生を対象とした環境分析研修を25回実施（平成19年度で終了）。	▶ 目標は達成しているが、今後も引き続き取組の推進が必要。
3-5-1 基地関連公害の防止	①基地関連公害の防止	○米軍基地の存在に起因する基地公害の防止に努めます。	○基地周辺の環境調査及び環境マップの作成  ○航空機騒音の環境基準の達成率 H23年度：74%（17/23局）	数値目標は未達成。 基地周辺の環境調査及び環境マップの作成はH14年度以降未実施。 航空機騒音の環境基準達成率はH14年度からほぼ横ばいで、H22年度54%（目標値H23年度74%）。	概ね取り組んでいる。 ・米軍航空機騒音の監視測定。 ・基地排水監視調査及び基地周辺公共用水域の水質等監視調査。 ・米軍基地内の裸地を把握、米軍基地からの流出量推計。 ・赤土等流出が確認される都度、基地内立入を要請。 ・原子力軍艦の寄港に係る放射能対策（放射能レベルの監視等）。 ・基地返還に伴う適正な土壌調査及び土壌汚染処理対策の確立を図る。 ・返還跡地の汚染土壌等処理対策。 ・米軍によるアセス実施等を要請、国内法や県条例で米軍事業は該当せず、米軍によるアセス手続き事例はない。 ・基地内で環境汚染が発生した場合、県によるサンプリング調査、原因究明を要請。 ・米軍基地からの廃棄物状況調査、廃棄物の分別、適正処理等の要請。	▶ 航空機騒音による住民生活への悪影響や演習に伴う自然破壊、さらには汚染物質等の流出など基地周辺の住生活環境や自然環境に様々な影響を与えていることから、今後も米軍航空機騒音の監視測定や基地への立入を要請するなどの取組を行っていく必要がある。
3-6-1 共通の・基盤的施策の総合的な実施による計画の推進	①共通の・基盤的施策の総合的な実施による計画の推進	○環境保全のための共通の・基盤的施策の総合的な実施による計画の推進を図ります。		目標設定無し。	概ね取り組んでいる。 ・海外、大学等からの環境保全研修生の受け入れ。 ・環境月間での街頭キャンペーン等の啓発活動。 ・毎年度環境白書の発行。 ・環境保全措置の効果検証。 ・SEAの情報収集、県でのSEAの在り方を検討。 ・法、条例の対象外の小規模事業における環境配慮を検討。 ・環境情報システムを構築（十分に活用されていない）。	▶ 施策は概ね取り組んでおり、今後も取組を推進していく必要がある。

## 2. 成果指標一覧

成果指標名	基準値	沖縄県の現状	10年後の目標	全国の現状 (参考年)	項目の説明
<b>【基本施策】 3-1-1</b>	<b>大気環境の保全</b>				
1 大気環境基準の達成率	90% (22年度(2010年度))	91% (27年度(2015年度))	100%	80% (26年(2014年))	環境基本法第16条第1項の規定に基づき定められた大気汚染防止に係る環境基準の達成率
2 ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (22年度(2010年度))	100% (27年度(2015年度))	100%	大気・地下水・土壌： 100% 公共用水域： 98.5% 底質：99.8% (27年度(2015年度))	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の達成率
<b>【基本施策】 3-1-2</b>	<b>水環境の保全</b>				
1 河川水質環境基準の達成率	97% (22年度(2010年度))	91% (27年度(2015年度))	100%	96% (27年度(2015年度))	環境基準類型指定水域数に対する環境基準(BOD75%値)達成水域数の割合
2 海域水質環境基準の達成率	92% (22年度(2010年度))	92% (27年度(2015年度))	100%	81% (27年度(2015年度))	環境基準類型指定水域数に対する環境基準(COD75%値)達成水域数の割合
3 ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (22年度(2010年度))	100% (27年度(2015年度))	100%	大気・地下水・土壌： 100% 公共用水域： 98.5% 底質：99.8% (27年度(2015年度))	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の達成率
<b>【基本施策】 3-1-3</b>	<b>化学物質対策の推進</b>				
1 ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (22年度(2010年度))	100% (27年度(2015年度))	100%	大気・地下水・土壌： 100% 公共用水域： 98.5% 底質：99.8% (27年度(2015年度))	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の達成率
2 環境保全型農業に取り組む農家数	704件 (23年(2011年))	1,002件 (28年度(2016年度))	1,300件	154,669件 (28年度)	有機JAS、特別栽培農産物及びエコファーマーの認証・認定件数の合計 ※国の数値には特別栽培農産物を含まない
<b>【基本施策】 3-1-4</b>	<b>騒音・振動・悪臭の防止</b>				
1 自動車騒音に係る環境基準達成率	95% (22年度(2010年度))	95.2% (27年度(2015年度))	100%	93.6% (27年度(2015年度))	環境基本法第16条第1項の規定に基づき定められた自動車騒音に係る環境基準の達成率
2 航空機騒音に係る環境基準達成率	50% (21年度(2009年度))	75% (26年度(2014年度))	100%	79.8% (27年度(2015年度))	公害対策基本法第9条の規定に基づき定められた航空機騒音に係る環境基準の達成率
<b>【基本施策】 3-1-5</b>	<b>土壌・地下水環境の保全<sup>※</sup></b>				
1 環境保全型農業に取り組む農家数	704件 (23年(2011年))	1,002件 (28年度(2016年度))	1,300件	154,669件 (28年度)	有機JAS、特別栽培農産物及びエコファーマーの認証・認定件数の合計 ※国の数値には特別栽培農産物を含まない
<b>【基本施策】 3-1-6</b>	<b>赤土等流出の防止</b>				
1 監視海域76海域における赤土等年間流出量	159,000トン (23年度(2011年度))	—	72,000トン	—	監視海域の目標類型達成に必要な陸域からの赤土等流出削減量に基づく年間流出量
2 海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合	33% (23年(2011年))	43% (28年度(2016年度))	100%	—	人為的な赤土等による汚染の影響がないと判断される底質中懸濁物含有量(SPSS)ランク5以下の割合

※騒音、振動及び悪臭に係る規制地域の指定及び見直しの事務については、従来、都道府県知事の事務であったが、法改正により、平成24年4月1日からは市の区域内の地域については、市長へ権限が移譲されている。



成果指標名	基準値	沖縄県の現状	10年後の目標	全国の現状 (参考年)	項目の説明
<b>【基本施策】 3-1-7</b>	<b>廃棄物・リサイクル対策の推進</b>				
1 一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (20年度(2008年度))	830g (25年度(2013年度))	809g以下	939g (27年度(2015年度))	(収集ごみ+直接搬入ごみ+集団回収)を総人口で割った数値(g/日・人)
2 一般廃棄物の再生利用率	12.7% (22年度(2010年度))	14.7% (27年度(2015年度))	22%	20.4% (27年度(2015年度))	排出された一般廃棄物のうち再利用された量の割合
3 産業廃棄物の再生利用率	48.7% (22年度(2010年度))	51.2% (27年度(2015年度))	51%	42.5% (26年度(2014年度))	排出された産業廃棄物のうち再生利用された量の割合
4 産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】	3.3年 【37,744m <sup>3</sup> 】 (22年度(2010年度))	6.1年 【41,009m <sup>3</sup> 】 (27年度(2015年度))	10.3年 【101,000m <sup>3</sup> 】	14.7年 【104,700,609m <sup>3</sup> 】 (25年度(2013年度))	残余年数=残余容量÷最終処分量
5 不法投棄件数(1トン以上)	140件 (22年度(2010年度))	116件 (27年度(2015年度))	70件	143件(10トン以上) (27年度新規事業)	沖縄県:1件あたり1トン以上。 産業廃棄物、一般廃棄物を含む件数 全国:1件あたり10トン以上。 産業廃棄物だけの件数
6 全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度(2010年度))	5.6万人 (27年度(2015年度))	10万人	—	ちゅら島環境美化全県一斉清掃への参加人数
<b>【基本施策】 3-2-1</b>	<b>緑・水辺・景観の保全と創造</b>				
1 県民による緑化活動件数	55件 (23年度(2011年度))	60件 (28年度(2016年度))	増加	—	花や緑あふれる県土形成のため、地域住民参加型緑化活動の件数
2 都市計画区域内緑地面積	65,155ha (18年度(2006年度))	69,013ha (23年度(2011年度))	維持	—	都市計画区域内における都市公園等の施設緑地及び法的に規制されている保全系緑地の合計面積
3 都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.6m <sup>2</sup> /人 (22年度(2010年度))	10.8m <sup>2</sup> /人 (27年度(2015年度))	11.2m <sup>2</sup> /人	10.3m <sup>2</sup> /人 (27年度(2015年度))	沖縄県における都市計画区域内人口1人当たりに対する都市公園面積
4 主要道路における緑化延長	0km (23年(2011年))	280km (28年(2016年))	300km	—	花や緑あふれる県土形成のため、沿道環境に配慮した植樹等による主要道路の緑化延長
5 自然環境再生の活動地域数	3 (24年度(2012年度))	5 (27年度(2015年度))	6 (33年度(2021年度))	—	自然環境の再生を行う活動地域数
6 自然環境に配慮した河川整備の割合	63.2% (23年度(2011年度))	67.5% (28年度(2016年度))	増加	—	県管理河川(二級河川)の整備を要する延長に対する自然環境に配慮した河川整備を行った割合
7 自然環境に配慮した海岸整備の延長	600m (23年度(2011年度))	1,976m (28年度(2016年度))	2,830m	—	砂浜や海浜緑地等自然環境に配慮した海岸保全施設の延長
8 市町村景観行政団体数	21団体 (23年度(2011年度))	32団体 (28年度(2016年度))	41団体	—	景観法に基づく景観施策を実施する地方公共団体(景観法)
9 景観地区数	3地区 (23年度(2011年度))	5地区 (28年度(2016年度))	24地区	—	市街地の良好な景観の形成を図る地区(景観法)
10 景観アセスメント数	0件 (23年度(2011年度))	29件 (28年度(2016年度))	80件	—	公共工事の景観に対する評価
11 景観・親水性に配慮した海岸整備の延長	4,850m (23年度(2011年度))	9,054m (28年度(2016年度))	10,080m	—	景観や海浜利用等親水性に配慮した海岸保全施設の延長
12 良好な景観形成に資する無電柱化(無電柱化整備延長)	109km (23年(2011年))	143.2km (28年度(2016年度))	173.2km	—	防災や景観の観点から、路上の電柱を無くすための電線共同溝等の整備延長
13 歴史景観と調和する都市公園の供用面積	32.0ha (22年度(2010年度))	33.4ha (27年度(2015年度))	56.9ha (33年度(2021年度))	—	世界遺産である首里城や中城城址等の歴史的景観と調和した都市公園(首里城公園、中城公園、浦添大公園)の供用面積合計

成果指標名	基準値	沖縄県の現状	10年後の目標	全国の現状 (参考年)	項目の説明
<b>【基本施策】 3-2-2</b>	<b>歴史・文化環境の保全と創造</b>				
1 文化財の指定件数	1,345件 (23年度(2011年度))	1,402件 (28年度(2016年度))	1,450件	—	文化財指定件数
<b>【基本施策】 3-2-3</b>	<b>森林生態系の保全・再生</b>				
1 沖縄の絶滅種数	19種 (23年度(2011年度))	21種 (28年度(2016年度))	維持	—	沖縄版レッドデータに記載されている絶滅種の数
2 沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲	173メッシュ (23年度(2011年度))	190メッシュ (28年度(2016年度))	200メッシュ	—	マンガース北上防止柵以北におけるヤンバルクイナの指定生息地域のメッシュの数
3 自然保護区域面積	53,473ha (23年(2011年))	54,299ha (28年(2016年))	55,633ha	—	自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の新規指定・拡充による面積
4 業者間における保全利用協定の認定数	2協定 (23年(2011年))	6協定 (28年(2016年))	6協定	—	保全利用協定制度による協定数
<b>【基本施策】 3-2-4</b>	<b>陸水生態系の保全・再生</b>				
1 自然環境再生の活動地域数	3 (24年度(2012年度))	5 (27年度(2015年度))	6	—	自然環境の再生を行う活動地域数
2 自然環境に配慮した河川整備の割合	63.2% (23年度(2011年度))	67.5% (28年度(2016年度))	増加	—	県管理河川(二級河川)の整備を要する延長に対する自然環境に配慮した河川整備を行った割合
3 自然環境に配慮した海岸整備の延長	600m (23年度(2011年度))	1,976m (28年度(2016年度))	2,830m	—	砂浜や海浜緑地等自然環境に配慮した海岸保全施設の延長
4 自然保護区域面積	53,473ha (23年(2011年))	54,299ha (28年(2016年))	55,633ha	—	自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の新規指定・拡充による面積
<b>【基本施策】 3-2-5</b>	<b>沿岸・海洋生態系の保全・再生</b>				
1 海洋保護区の設置数	0海域 (23年(2011年))	1海域 (28年(2016年))	2海域	—	海洋保護区の設定海域の数
2 監視海域76海域における赤土等年間流出量	159,000トン (23年度(2011年度))	—	72,000トン	—	監視海域の目標類型達成に必要な陸域からの赤土等流出削減量に基づく年間流出量
3 海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合	33% (23年(2011年))	43% (28年度(2016年度))	100%	—	人為的な赤土等による汚染の影響がないと判断される底質中懸濁物含有量(SPSS)ランク5以下の割合
4 自然環境に配慮した海岸整備の延長	600m (23年度(2011年度))	1,976m (28年度(2016年度))	2,830m	—	砂浜や海浜緑地等自然環境に配慮した海岸保全施設の延長

成果指標名	基準値	沖縄県の現状	10年後の目標	全国の現状 (参考年)	項目の説明
<b>【基本施策】 3-2-6</b>	<b>都市生態系・農地生態系の保全・再生</b>				
1 都市計画区域内緑地面積	65,155ha (18年度(2006年度))	69,013ha (23年度(2011年度))	維持	—	都市計画区域内における都市公園等の施設緑地及び法的に規制されている保全系緑地の合計面積
2 都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.6㎡/人 (22年度(2010年度))	10.8㎡/人 (27年度(2015年度))	11.2㎡/人	10.3㎡/人 (27年度(2015年度))	沖縄県における都市計画区域内人口1人当たりに対する都市公園面積
3 一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (20年度(2008年度))	830g (25年度(2013年度))	809g以下	939g (27年度(2015年度))	(収集ごみ+直接搬入ごみ+集団回収)を総人口で割った数値(g/日・人)
4 一般廃棄物の再生利用率	12.7% (22年度(2010年度))	14.7% (27年度(2015年度))	22%	20.4% (27年度(2015年度))	排出された一般廃棄物のうち再利用された量の割合
5 産業廃棄物の再生利用率	48.7% (22年度(2010年度))	51.2% (27年度(2015年度))	51%	42.5% (26年度(2014年度))	排出された産業廃棄物のうち再生利用された量の割合
6 不法投棄件数(1トン以上)	140件 (22年度(2010年度))	116件 (27年度(2015年度))	70件	143件(10トン以上) (27年度新規事業)	沖縄県:1件あたり1トン以上。 産業廃棄物、一般廃棄物を含む件数 全国:1件あたり10トン以上。 産業廃棄物だけの件数
7 全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度(2010年度))	5.6万人 (27年度(2015年度))	10万人	—	ちゅら島環境美化全県一斉清掃への参加人数
8 産業部門における二酸化炭素排出量	219万t-CO2 (20年度(2008年度))	208万t-CO2 (26年度(2014年度))	214万t-CO2 (32年度(2020年度))	411百万t-CO2 (27年度(2015年度))	製造業等から排出される二酸化炭素の排出量
9 民生家庭部門における二酸化炭素排出量	298万t-CO2 (20年度(2008年度))	265万t-CO2 (26年度(2014年度))	246万t-CO2 (32年度(2020年度))	179百万t-CO2 (27年度(2015年度))	家庭等から排出される二酸化炭素の排出量
10 民生業務部門における二酸化炭素排出量	313万t-CO2 (20年度(2008年度))	279万t-CO2 (26年度(2014年度))	261万t-CO2 (32年度(2020年度))	265百万t-CO2 (27年度(2015年度))	事務所やホテル等から排出される二酸化炭素の排出量
11 運輸部門における二酸化炭素排出量	365万t-CO2 (20年度(2008年度))	351万t-CO2 (26年度(2014年度))	327万t-CO2 (32年度(2020年度))	213百万t-CO2 (27年度(2015年度))	自動車等から排出される二酸化炭素の排出量
12 環境保全型農業に取り組む農家数	704件 (23年(2011年))	1,002件 (28年度(2016年度))	1,300件	154,669件 (28年度)	有機JAS、特別栽培農産物及びエコファーマーの認証・認定件数の合計 ※国の数値には特別栽培農産物を含まない
<b>【基本施策】 3-3-1</b>	<b>環境教育・環境学習の推進</b>				
1 環境啓発活動(セミナー、出前講座、自然観察会)参加延べ人数	2,500人 (23年度(2011年度))	16,290人 (28年度(2016年度))	26,000人	—	環境啓発活動への参加人数
2 全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度(2010年度))	5.6万人 (27年度(2015年度))	10万人	—	ちゅら島環境美化全県一斉清掃への参加人数
<b>【基本施策】 3-3-2</b>	<b>自主的な環境保全活動の促進</b>				
1 環境啓発活動(セミナー、出前講座、自然観察会)参加延べ人数	2,500人 (23年度(2011年度))	16,290人 (28年度(2016年度))	26,000人	—	環境啓発活動への参加人数
2 全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度(2010年度))	5.6万人 (27年度(2015年度))	10万人	—	ちゅら島環境美化全県一斉清掃への参加人数
<b>【基本施策】 3-3-3</b>	<b>普及・啓発活動の推進</b>				
1 環境フェアの参加人数	2,400人 (23年度(2011年度))	1,000人 (28年度(2016年度))	増加	—	環境フェアの参加人数

成果指標名	基準値	沖縄県の現状	10年後の目標	全国の現状 (参考年)	項目の説明
<b>【基本施策】 3-4-1</b>	<b>地球温暖化対策の推進</b>				
1 産業部門における二酸化炭素排出量	219万t-CO2 (20年度(2008年度))	208万t-CO2 (26年度(2014年度))	214万t-CO2 (32年度(2020年度))	411百万t-CO2 (27年度(2015年度))	製造業等から排出される二酸化炭素の排出量
2 民生家庭部門における二酸化炭素排出量	298万t-CO2 (20年度(2008年度))	265万t-CO2 (26年度(2014年度))	246万t-CO2 (32年度(2020年度))	179百万t-CO2 (27年度(2015年度))	家庭等から排出される二酸化炭素の排出量
3 民生業務部門における二酸化炭素排出量	313万t-CO2 (20年度(2008年度))	279万t-CO2 (26年度(2014年度))	261万t-CO2 (32年度(2020年度))	265百万t-CO2 (27年度(2015年度))	事務所やホテル等から排出される二酸化炭素の排出量
4 運輸部門における二酸化炭素排出量	365万t-CO2 (20年度(2008年度))	351万t-CO2 (26年度(2014年度))	327万t-CO2 (32年度(2020年度))	213百万t-CO2 (27年度(2015年度))	自動車等から排出される二酸化炭素の排出量
5 クリーンエネルギー推定発電量【世帯換算】	134×10 <sup>6</sup> kWh 【約37,000世帯分】 (22年度(2010年度))	403×10 <sup>6</sup> kWh 【約111,900世帯分】 (27年度(2015年度))	961×10 <sup>6</sup> kWh 【約266,900世帯分】	—	沖縄県内におけるクリーンエネルギーによる推定発電量及び供給可能な標準世帯数
6 再生可能エネルギー導入容量【年間二酸化炭素排出削減量】	約58,000kW 【84,000t-CO2】 (23年度(2011年度))	約256,000kW 【323,000t-CO2】 (27年度(2015年度))	約684,000kW 【1,006,000 t-CO2】 (32年度(2020年度))	—	沖縄県内における再生可能エネルギーの導入容量及び導入に伴う二酸化炭素排出削減量
7 低炭素なまちづくりに取り組む市町村数	0市町村 (24年度(2012年度))	3市町村 (27年度(2015年度))	増加	—	コンパクトな都市構造の形成に向けた都市計画マスタープランを策定する市町村数
8 乗合バス利用者数	80,745人/日 (18年度(2006年度))	72,098人/日 (24年度(2011年度))	130,274人/日	11,698,265人/日 (27年度(2015年度))	乗合バスの年間旅客の日割
9 モノレールの乗客数	35,551人/日 (22年度(2010年度))	44,145人/日 (27年度(2016年度))	50,984人/日 (33年度(2021年度))	—	沖縄都市モノレールの1日あたり平均乗客数 (※統計ベース)
10 主要渋滞箇所数	—	191箇所 (28年度(2016年度))	減少	—	沖縄地方渋滞対策推進協議会にて選定された、交差点損失時間やピーク時速度等、一定の基準に合致する渋滞箇所数
11 都市計画区域内緑地面積	65.155ha (18年度(2006年度))	69.013ha (23年度(2011年度))	維持	—	都市計画区域内における都市公園等の施設緑地及び山林等の自然地の合計面積
<b>【基本施策】 3-4-2</b>	<b>その他の地球環境問題への取組の推進</b>				
1 フロン充填・回収業者への立入検査等件数	95件 (22年度(2010年度))	77件 (27年度(2015年度))	100件	1,364件 (27年度(2015年度))	フロン充填・回収業者への立入検査等件数
2 酸性雨の調査件数	50件 (22年度(2010年度))	54件 (27年度(2015年度))	50件	—	酸性雨の調査件数
<b>【基本施策】 3-5-1</b>	<b>理念の普及・推進体制の構築</b>				
1 環境フェアへの参加人数	2,400人 (23年度(2011年度))	1,000人 (28年度(2016年度))	増加	—	環境フェアへの参加人数
<b>【基本施策】 3-5-2</b>	<b>環境に配慮した事業者の育成・拡大</b>				
1 エコアクション21認証登録件数	85件 (23年度(2011年度))	51件 (28年度(2016年度))	増加	—	エコアクション21認証登録を受けた件数
<b>【基本施策】 3-5-3</b>	<b>環境に配慮した産業の創出・育成</b>				
1 環境配慮型製品購入率	88.6% (22年度(2010年度))	97.1% (27年度(2015年度))	100%	—	県における環境配慮型製品の購入率

成果指標名	基準値	沖縄県の現状	10年後の目標	全国の現状 (参考年)	項目の説明
【基本施策】 3-6-1	環境保全のための共通的・基盤的施策				
1 環境配慮の実施率（ガイドライン対象事業のうち環境配慮を行った事業の割合）	—	—	環境配慮の実施率 70%	—	ガイドライン対象事業のうち環境配慮を行った事業の割合
【基本施策】 3-7-1	基地関連公害の防止				
1 基地排水における排水基準達成率	88% (22年度(2010年度))	100% (25年度(2013年度))	100%	100% (25年度(2013年度))	水質汚濁防止法に基づく排水基準達成率
2 基地周辺公共水域における環境基準達成率	100% (22年度(2010年度))	100% (28年度(2016年度))	100%	95% (27年度(2015年度))	水質汚濁に係る環境基準達成率
3 航空機騒音環境基準達成率	53% (21年度(2009年度))	73% (26年度(2014年度))	80%	79.8% (27年度(2015年度))	航空機騒音に係る環境基準達成率
【基本施策】 3-8-1	重点的に取り組む総合的施策				
1 河川水質環境基準の達成率	97% (22年度(2010年度))	91% (27年度(2015年度))	100%	96% (27年度(2015年度))	環境基準類型指定水域数に対する環境基準(BOD75%値)達成水域数の割合
2 海域水質環境基準の達成率	92% (22年度(2010年度))	92% (27年度(2015年度))	100%	81% (27年度(2015年度))	環境基準類型指定水域数に対する環境基準(COD75%値)達成水域数の割合
3 ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (22年度(2010年度))	100% (27年度(2015年度))	100%	大気・地下水・土壌： 100% 公用水域： 98.5% 底質：99.8% (27年度(2015年度))	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の達成率
4 監視海域76海域における赤土等年間流出量	159,000トン (23年度(2011年度))	—	72,000トン	—	監視海域の目標類型達成に必要な陸域からの赤土等流出削減量に基づく年間流出量
5 海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合	33% (23年(2011年))	43% (28年度(2016年度))	100%	—	人為的な赤土等による汚染の影響がないと判断される底質中懸濁物含有量(SPSS)ランク5以下の割合
6 自然保護区域面積	53,473ha (23年(2011年))	54,299ha (28年(2016年))	55,633ha	—	自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の新規指定・拡充による面積
7 一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (20年度(2008年度))	830g (25年度(2013年度))	809g以下	939g (27年度(2015年度))	(収集ごみ+直接搬入ごみ+集団回収)を総人口で割った数値(g/日・人)
8 一般廃棄物の再生利用率	12.7% (22年度(2010年度))	14.7% (27年度(2015年度))	22%	20.4% (27年度(2015年度))	排出された一般廃棄物のうち再利用された量の割合
9 産業廃棄物の再生利用率	48.7% (22年度(2010年度))	51.2% (27年度(2015年度))	51%	42.5% (26年度(2014年度))	排出された産業廃棄物のうち再生利用された量の割合
10 産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】	3.3年 【37,744m <sup>3</sup> 】 (22年度(2010年度))	6.1年 【41,009m <sup>3</sup> 】 (27年度(2015年度))	10.3年 【101,000m <sup>3</sup> 】	14.7年 【104,700,609m <sup>3</sup> 】 (25年度(2013年度))	残余年数=残余容量÷最終処分量
11 不法投案件数（1トン以上）	140件 (22年度(2010年度))	116件 (27年度(2015年度))	70件	143件（10トン以上） (27年度新規事業)	沖縄県:1件あたり1トン以上。 産業廃棄物、一般廃棄物を含む件数 全国:1件あたり10トン以上。 産業廃棄物だけの件数
12 全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度(2010年度))	5.6万人 (27年度(2015年度))	10万人	—	ちゅら島環境美化全県一斉清掃への参加人数
13 沖縄の絶滅種数	19種 (23年度(2011年度))	21種 (28年度(2016年度))	維持	—	沖縄版レッドデータに記載されている絶滅種の数
14 沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲	173メッシュ (23年度(2011年度))	190メッシュ (28年度(2016年度))	200メッシュ	—	マンガース北上防止柵以北におけるヤンバルクイナの指定生息地域のメッシュの数



成果指標名		基準値	沖縄県の現状	10年後の目標	全国の現状 (参考年)	項目の説明
15	海洋保護区の設置数	0海域 (23年(2011年))	1海域 (28年(2016年))	2海域	—	海洋保護区の設定海域の数
16	環境啓発活動(セミナー、出前講座、自然観察会)参加延べ人数	2,500人 (23年度(2011年度))	16,290人 (28年度(2016年度))	26,000人	—	環境啓発活動への参加人数
17	産業部門における二酸化炭素排出量	219万t-CO2 (20年度(2008年度))	208万t-CO2 (26年度(2014年度))	214万t-CO2 (32年度(2020年度))	411百万t-CO2 (27年度(2015年度))	製造業等から排出される二酸化炭素の排出量
18	民生家庭部門における二酸化炭素排出量	298万t-CO2 (20年度(2008年度))	265万t-CO2 (26年度(2014年度))	246万t-CO2 (32年度(2020年度))	179百万t-CO2 (27年度(2015年度))	家庭等から排出される二酸化炭素の排出量
19	民生業務部門における二酸化炭素排出量	313万t-CO2 (20年度(2008年度))	279万t-CO2 (26年度(2014年度))	261万t-CO2 (32年度(2020年度))	265百万t-CO2 (27年度(2015年度))	事務所やホテル等から排出される二酸化炭素の排出量
20	運輸部門における二酸化炭素排出量	365万t-CO2 (20年度(2008年度))	351万t-CO2 (26年度(2014年度))	327万t-CO2 (32年度(2020年度))	213百万t-CO2 (27年度(2015年度))	自動車等から排出される二酸化炭素の排出量
21	クリーンエネルギー推定発電量【世帯換算】	134×10 <sup>6</sup> kWh 【約37,000世帯分】 (22年度(2010年度))	403×10 <sup>6</sup> kWh 【約111,900世帯分】 (27年度(2015年度))	961×10 <sup>6</sup> kWh 【約266,900世帯分】	—	沖縄県内におけるクリーンエネルギーによる推定発電量及び供給可能な標準世帯数
22	再生可能エネルギー導入容量【年間二酸化炭素排出削減量】	約58,000kW 【84,000t-CO2】 (23年度(2011年度))	約256,000kW 【323,000t-CO2】 (27年度(2015年度))	約684,000kW 【1,006,000 t-CO2】 (32年度(2020年度))	—	沖縄県内における再生可能エネルギーの導入容量及び導入に伴う二酸化炭素排出削減量
23	低炭素なまちづくりに取り組む市町村数	0市町村 (24年度(2012年度))	3市町村 (27年度(2015年度))	増加	—	コンパクトな都市構造の形成に向けた都市計画マスタープランを策定する市町村数
24	乗合バス利用者数	80,745人/日 (18年度(2006年度))	72,495人/日 (27年度(2015年度))	130,274人/日	11,698,265人/日 (27年度(2015年度))	乗合バスの年間旅客の日割
25	モノレールの乗客数	35,551人/日 (22年度(2010年度))	47,463人/日 (28年度(2016年度))	50,984人/日 (33年度(2021年度))	—	沖縄都市モノレールの1日あたり平均乗客数(※統計ベース)
26	主要渋滞箇所数	—	191箇所 (28年度(2016年度))	減少	—	沖縄地方渋滞対策推進協議会にて選定された、交差点損失時間やピーク時速度等、一定の基準に合致する渋滞箇所数
27	都市計画区域内緑地面積	65.155ha (18年度(2006年度))	69,013ha (23年度(2011年度))	維持	—	都市計画区域内における都市公園等の施設緑地及び山林等の自然地の合計面積
28	エコアクション21認証登録件数	85件 (23年度(2011年度))	51件 (28年度(2016年度))	増加	—	エコアクション21認証登録を受けた件数
29	環境配慮型製品購入率	88.6% (22年度(2010年度))	97.1% (27年度(2015年度))	100%	—	県における環境配慮型製品の購入率
30	基地排水における排水基準達成率	88% (22年度(2010年度))	100% (25年度(2013年度))	100%	100% (25年度(2013年度))	水質汚濁防止法に基づく排水基準達成率
31	基地周辺公共水域における環境基準達成率	100% (22年度(2010年度))	100% (28年度(2016年度))	100%	95% (27年度(2015年度))	水質汚濁に係る環境基準達成率
32	航空機騒音環境基準達成率	53% (21年度(2009年度))	73% (26年度(2014年度))	80%	79.8% (27年度(2015年度))	航空機騒音に係る環境基準達成率
33	業者間における保全利用協定の認定数	2協定 (23年(2011年))	6協定 (28年(2016年))	6協定	—	保全利用協定制度による協定数

### 3. 沖縄県環境審議会への諮問書及び同審議会からの答申書

#### 3-1 第2次沖縄県環境基本計画策定時

##### 沖縄県環境審議会への諮問書

沖縄県諮問環第11号

沖縄県環境審議会

第2次沖縄県環境基本計画（案）の審議について（諮問）

沖縄県環境基本条例（平成12年沖縄県条例第15号）第8条第4項の規定に基づき、第2次沖縄県環境基本計画（案）の審議について諮問します。

（諮問理由）

沖縄県環境基本条例第8条の規定に基づき、県は本県の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を策定する必要があります。

については、「第2次沖縄県環境基本計画」を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めるものであります。

平成24年11月15日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

##### 沖縄県環境審議会からの答申書

環 審 第 6 号

平成25年2月20日

沖縄県知事  
仲井眞 弘多 殿

沖縄県環境審議会  
会 長 大森 保

第2次沖縄県環境基本計画（案）の審議について（答申）

平成24年11月15日付け沖縄県諮問環第11号で諮問のありましたみだしのことについて、別添（省略）のとおり答申します。

なお、本計画の実施に際しては、下記のことについて意見を付すこととしたので、特段の配慮をお願いします。

記

- 1 第2次沖縄県環境基本計画（案）を実効あるものとするため、全庁的横断的な推進体制で取り組み、PDCAサイクルによる進行管理を行うことにより、継続的、効果的に実施すること。
- 2 沖縄21世紀ビジョン実施計画の見直しや、本県の環境及び社会経済状況の変化等を踏まえ、柔軟に計画の見直しを行うこと。

### 3-2 第2次沖縄県環境基本計画改定時

#### 県環境審議会への諮問書

沖縄県諮問環第1号

沖縄県環境審議会

第2次沖縄県環境基本計画【改定計画】（案）の審議について（諮問）

沖縄県環境基本条例第8条第6項の規定により、第2次沖縄県環境基本計画【改定計画】（案）について諮問します。

（諮問理由）

沖縄県環境基本条例第8条第6項において、環境基本計画の変更について審議会の意見を聴かなければならないと規定されております。

については、「第2次沖縄県環境基本計画【改定計画】」の策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものであります。

平成30年4月24日

沖縄県知事 翁長 雄志

#### 県環境審議会からの答申書

環 審 第 7 号

平成30年7月25日

沖縄県知事  
翁長 雄志 殿

沖縄県環境審議会  
会 長 小川 護

第2次沖縄県環境基本計画【改定計画】（案）の審議について（答申）

平成30年4月24日付け沖縄県諮問環第1号で諮問のあったみだしのことについては、本審議会において十分な審議を行い必要な修正を加えて別添のとおり答申します。

## 4. 計画策定までの経緯

年 月 日		策 定 経 過
平成 23 年 (2011 年)	9 月 22 ～10 月 11 日	<b>アンケート・ヒアリング調査の実施</b> ○市町村・事業者・県民・NPO 等民間団体へのアンケート及びヒアリング調査
	10 月 25 日	<b>第 1 回検討委員会の開催</b> ○計画策定の基本的考え方、前計画の見直しについて審議
平成 24 年 (2012 年)	1 月 13 日	<b>第 2 回検討委員会の開催</b> ○現行計画の評価(案)(進捗状況、問題点)、アンケート及びヒアリング結果、計画の構成案・施策体系(案)について審議
	2 月 14 日	<b>第 3 回検討委員会の開催</b> ○現行計画の評価、計画の構成案・施策体系について審議
	3 月 27 日	<b>第 4 回検討委員会の開催</b> ○計画の基本的事項、環境の現況と課題について審議
	6 月 19 日	<b>第 5 回検討委員会の開催</b> ○新計画(素案)の内容について審議
	7 月 27 日	<b>第 6 回検討委員会の開催</b> ○新計画(素案)の内容について審議
	11 月 15 日	<b>平成 24 年度第 1 回沖縄県環境審議会(第 1 回審議)</b> ○沖縄県環境基本条例第 8 条に基づき、知事から審議会へ諮問
	11 月 16 日 ～12 月 17 日	<b>パブリックコメント</b> ○インターネット等により県民へ意見聴取
	11 月 20 日 ～12 月 17 日	<b>市町村への意見聴取</b> ○文書等により市町村へ意見聴取
	11 月 2 日	<b>「沖縄の環境を考えるシンポジウム～第 2 次沖縄県環境基本計画の策定に向けて～」の開催</b>
	12 月 26 日	<b>平成 24 年度第 2 回沖縄県環境審議会(第 2 回審議)</b> ○第 2 次沖縄県環境基本計画(案)の内容について審議
	平成 25 年 (2013 年)	1 月 28 日
2 月 20 日		<b>知事への答申</b> ○「第 2 次沖縄県環境基本計画(案)について」審議会から知事へ答申
2 月 22 日		<b>第 7 回検討委員会の開催</b> ○第 2 次沖縄県環境基本計画(案)の内容について報告
3 月末日		<b>「第 2 次沖縄県環境基本計画」策定</b> ○知事決裁において、「第 2 次沖縄県環境基本計画」の策定

年 月 日		策 定 経 過
平成 30 年 (2018 年)	3 月 30 日 ～4 月 27 日	<u>市町村への意見聴取</u> ○文書等により市町村へ意見聴取
	4 月 3 日 ～5 月 3 日	<u>パブリックコメント</u> ○インターネット等により県民へ意見聴取
	4 月 24 日	<u>平成 30 年度第 1 回沖縄県環境審議会(第 1 回審議)</u> ○沖縄県環境基本条例第 8 条 6 項に基づき、知事から審議会へ諮問
	5 月 29 日	平成 30 年度第 2 回沖縄県環境審議会(第 2 回審議) ○第 2 次沖縄県環境基本計画【改定計画】(案)の内容について審議
	7 月 19 日	平成 30 年度第 3 回沖縄県環境審議会(第 3 回審議) ○第 2 次沖縄県環境基本計画【改定計画】(案)の答申案について審議
	7 月 25 日	知事への答申 ○「第 2 次沖縄県環境基本計画【改定計画】(案)について」審議会から知事へ答申
	10 月 1 日	<u>第 2 次沖縄県環境基本計画【改定計画】」策定</u> ○知事決裁において、「第 2 次沖縄県環境基本計画【改定計画】」の策定

## 5. 沖縄県環境審議会

### 5-1 第2次沖縄県環境基本計画策定時

#### 沖縄県環境審議会 委員名簿

平成25年2月20日時点

氏名	役職名等(基本計画策定時)	区分
天野 聖子	沖縄弁護士会 会員	公益代表者
新垣 裕治	名桜大学教授 (生物学)	学識経験者
浦島 悦子	フリーライター	住民代表者
大濱 徹	社団法人 沖縄県産業廃棄物協会 会長	産業界代表者
◎ 大森 保	琉球大学名誉教授 (地球化学)	学識経験者
小川 護	沖縄国際大学教授 (人文地理学)	学識経験者
金城 忠雄	沖縄県医師会常任理事	公益代表者
砂川 博紀	沖縄県農業協同組合 代表理事 理事長	産業界代表者
平良 菊	沖縄県婦人連合会 会長	公益代表者
玉栄 章宏	会社代表	住民代表者
○ 富原 加奈子	沖縄経済同友会 会員	産業界代表者
仲田 秀光	沖縄県商工会議所連合会 常任幹事	産業界代表者
中村 將	琉球大学名誉教授 (サンゴ礁生物機能学)	学識経験者
檜垣 幸策	第十一管区海上保安本部 次長	行政関係
福井 仁史	沖縄総合事務局 総務部長	行政関係
藤田 陽子	琉球大学教授 (環境経済学)	学識経験者

※上記名簿は順不同。◎は会長、○は副会長。

5-2 第2次沖縄県環境基本計画改定時

沖縄県環境審議会 委員名簿

平成30年7月25日時点

氏名	役職名等(基本計画改定時)	区分
赤松 宏樹	第十一管区海上保安本部 警備救難部長	行政関係
安里 成一	沖縄県産業廃棄物協会 会長	産業界代表者
新垣 雄光	琉球大学教授 (環境分析化学)	学識経験者
大城 勉	沖縄県農業協同組合 代表理事理事長	産業界代表者
◎ 小川 護	沖縄国際大学教授 (人文地理学)	学識経験者
小野 尋子	琉球大学准教授 (都市計画)	学識経験者
金城まゆみ	NPO 法人職員 (環境カウンセラー)	住民代表者
後藤 一也	内閣府沖縄総合事務局 総務部長	行政関係
鹿谷 麻夕	しかたに自然案内 主宰	住民代表者
ジョンソン 美枝	沖縄経済同友会 準会員	産業界代表者
○ 竹村 明洋	琉球大学教授 (サンゴ礁生物生理学)	学識経験者
中村 照美	沖縄弁護士会 会員	公益代表者
比嘉 光子	沖縄県婦人連合会 理事	公益代表者
福治 嗣夫	沖縄県商工会議所連合会 常任幹事	産業界代表者
宮里 達也	沖縄県医師会 副会長	公益代表者
山川 彩子	沖縄国際大学准教授 (基礎生物学)	学識経験者

※上記名簿は順不同。◎は会長、○は副会長。



## 6. 新沖縄県環境基本計画（仮称）検討委員会

### 新沖縄県環境基本計画（仮称）検討委員会 委員名簿

氏名	役職名等(基本計画策定時)	区分
安藤 徹哉	琉球大学工学部准教授	学識経験者
糸数 久美子	沖縄県中小企業家同友会 筆頭代表理事	事業者
桑江 修	(社)沖縄県工業連合会 専務理事兼事務局長	事業者
新里 隆男	元琉球大学工学部教授	学識経験者
○ 新城 和治	元琉球大学教育学部教授	学識経験者
高良 まき子	高良広告研究所代表	一般公募
堤 純一郎	琉球大学工学部教授	学識経験者
仲座 栄三	琉球大学工学部教授	学識経験者
仲宗根 幸男	琉球大学名誉教授	学識経験者
◎ 仲地 清	名桜大学国際学群教授	学識経験者
花井 正光	NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会 会長	NPO 団体
藤田 陽子	琉球大学国際沖縄研究所教授	学識経験者
真喜屋 治	沖縄 ISO ネットワーク有限責任事業組合 代表組合員	一般公募
與儀 勉	沖縄電力株式会社 取締役	事業者
山崎 秀雄	琉球大学副学長	学識経験者
吉永 安俊	琉球大学名誉教授	学識経験者
安里 肇	沖縄県商工労働部 産業振興統括監	行政
大城 弘明	那覇市環境部長	行政
金城 淳	沖縄県土木建築部 土木整備統括監	行政
下地 岳芳	沖縄県環境生活部 環境企画統括監	行政
下地 芳郎	沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策統括監	行政
玉城 貢	沖縄県農林水産部 農漁村基盤統括監	行政
富本 傳	竹富町副町長 ※任期(平成24年12月18日まで)	行政
仲宗根 勤	名護市企画部長	行政

※上記名簿は順不同。◎は委員長、○は副委員長。

# 7. アンケート結果概要

## 【調査概要】

県民、企業及び市町村対象のアンケート調査概要を以下に示した。

### アンケート調査概要

調査対象	県民(満20歳以上)	企業・事業所	市町村
配布数	約3,000通	959通	41通
抽出方法	市町村及び離島地域に区分し、電話帳を用いてランダム抽出	県内立地の企業・事業所を産業分類別に区分し、電話帳等を用いてランダム抽出	沖縄県内全市町村を対象
実施方法	郵送法	郵送法	郵送法
実施期間	平成23年(2011年)9月22日～10月11日	平成23年(2011年)9月25日～10月11日	平成23年(2011年)9月22日～10月11日
回収率	29.6%	35.0%	63.4%

対象の概要

**【県民(居住区)】**

市町村	割合
那覇市	19.4%
沖繩市	8.4%
浦添市	7.4%
うるま市	6.8%
宜野湾市	5.6%
名護市	5.4%
その他※	35.3%
無回答	11.8%

※：3%未満の市町村

**【企業(業種)】**

業種	割合
建設業	17.6%
卸売り・小売業	17.0%
サービス業	14.6%
製造業	9.2%
不動産業	4.5%
その他	5.4%
無回答	4.2%
教育・学習支援事業	4.2%
金融・保険業	1.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	2.7%
運輸	3.9%
情報・通信	2.1%
医療・福祉	5.1%
飲食店・宿泊行	3.0%
公務	1.2%
漁業	1.5%
鉱業	1.5%
林業	0.3%
農業	0.6%

**【市町村】**  
 回答を得た 26 市町村を以下に示した。  
 那覇市・宜野湾市・石垣市・浦添市・名護市・沖繩市・豊見城市・うるま市・  
 宮古島市・南城市・国頭村・大宜味村・東村・恩納村・伊江村・読谷村・北中城村・  
 西原町・与那原町・南風原町・渡嘉敷村・渡名喜村・八重瀬町・多良間村・竹富町・  
 与那国町

【結果概要／県民】

質問項目	結果概要
住まい周辺の満足度・不満足度	<p><b>〔県全体〕</b>                      平成13年度(2001年度)と平成23年度(2011年度)結果を比較すると、満足度についてはほぼ同等の回答結果となり、<u>生活上の快適さや利便性に対する満足度が高いことがうかがえる。</u>                      また、不満足度の割合が全体的に減少していることから、<u>河川環境の改善や環境に配慮した道路整備、騒音問題への対処などが進められ、住まい周辺環境への不満足度が年々低くなっていると考えられる。</u></p> <p><b>〔圏域別〕</b>                      平成13年度(2001年度)と平成23年度(2011年度)結果を比較すると、満足度については圏域別に大きな違いはない。不満足度については、平成13年度(2001年度)では北・中・南部ともに「河川」への不満足度が高い傾向にあったが、平成23年度(2011年度)では北部に限り「交通の便」に対する不満足度が高かった。また、<u>「緑陰、楽しい道」に対する不満足度が高いことから、緑陰を重視した道路整備が望まれていることがうかがえる。</u>宮古や八重山では「ゴミ・し尿処理」や「害虫駆除」に対する不満足度も高い。</p>

○住まい周辺の満足度

住まい周辺の満足度	H13		1位		2位		3位		4位		5位	
	県全体	住み良さ	65.0%	買い物、通学等利便	60.0%	澄んだ空気	50.6%	交通の便	49.4%	まちの静けさ	38.2%	
本島北部圏域	住み良さ	74.7%	澄んだ空気	73.8%	まちの静けさ	54.6%	樹木、山、丘	50.5%	買い物、通学等利便	45.4%		
本島中部圏域	買い物、通学等利便	64.3%	住み良さ	62.2%	交通の便	55.4%	澄んだ空気	44.1%	ゴミ処理、清潔	39.4%		
本島南部圏域	買い物、通学等利便	66.1%	住み良さ	62.7%	交通の便	51.2%	澄んだ空気	47.4%	まちの静けさ	36.2%		
宮古圏域	澄んだ空気	72.2%	買い物、通学等利便	61.6%	交通の便	61.6%	住み良さ	44.5%	まちの静けさ	44.4%		
八重山圏域	澄んだ空気	74.2%	住み良さ	66.6%	買い物、通学等利便	61.3%	森、野原、湿地 ・まちの静けさ	58.1%	樹木、山、丘	51.6%		

住まい周辺の満足度	H23		1位		2位		3位		4位		5位	
	県全体	住み良さ	69.0%	買い物、通学等利便	66.6%	澄んだ空気	54.7%	交通の便	51.5%	ゴミ処理、清潔	48.8%	
本島北部圏域	澄んだ空気	75.6%	住み良さ	73.1%	まちの静けさ	54.9%	森、野原、湿地	54.8%	樹木、山、丘	53.7%		
本島中部圏域	住み良さ	68.0%	買い物、通学等利便	56.6%	交通の便	54.5%	ゴミ処理、清潔	50.1%	澄んだ空気	49.3%		
本島南部圏域	住み良さ	70.0%	買い物、通学等利便	59.7%	交通の便	53.0%	ゴミ処理、清潔	50.4%	澄んだ空気	50.0%		
宮古圏域	澄んだ空気	70.3%	・住み良さ ・森、野原、湿地 ・まちの静けさ ・買い物、通学等利便	66.6%	砂浜や磯部	55.5%	芝生、木陰	48.1%	交通の便	44.4%		
八重山圏域	澄んだ空気	77.8%	住み良さ	77.7%	まちの静けさ	69.4%	樹木、山、丘	66.7%	買い物、通学等利便	63.9%		

○住まい周辺の不満足度

住まい周辺の不満足度	H13		1位		2位		3位		4位		5位	
	県全体	きれいな河川	54.7%	緑陰、楽しい道	44.1%	砂浜や磯部	43.2%	街並みの美しさ	38.5%	樹木、山、丘	37.5%	
本島北部圏域	きれいな河川	43.5%	交通の便	39.4%	砂浜や磯部	36.4%	買い物、通学等利便	32.3%	緑陰、楽しい道	31.3%		
本島中部圏域	きれいな河川	58.7%	砂浜や磯部	48.7%	森、野原、湿地	46.7%	樹木、山、丘	46.0%	ゴミ処理、清潔	45.2%		
本島南部圏域	きれいな河川	58.4%	緑陰、楽しい道	48.7%	砂浜や磯部	43.7%	芝生、木陰	41.6%	街並みの美しさ	40.5%		
宮古圏域	・緑陰、楽しい道 ・ゴミ処理、清潔	44.5%	樹木、山、丘	38.9%	街並みの美しさ	33.3%	・住み良さ ・砂浜や磯部 ・芝生、木陰	27.8%	・きれいな河川 ・まちの静けさ ・害虫駆除、し尿	22.2%		
八重山圏域	地域の連帯感	42.0%	緑陰、楽しい道	38.8%	交通の便	35.5%	ゴミ処理、清潔	32.3%	きれいな河川	32.5%		

住まい周辺の不満足度	H23		1位		2位		3位		4位		5位	
	県全体	きれいな河川	36.1%	緑陰、楽しい道	36.0%	街並みの美しさ	30.5%	砂浜や砂辺	29.8%	樹木、山、丘	29.5%	
本島北部圏域	交通の便	31.7%	緑陰、楽しい道	26.8%	砂浜や磯部	26.9%	きれいな河川	25.6%	街並みの美しさ	24.4%		
本島中部圏域	きれいな河川	39.4%	緑陰、楽しい道	37.9%	街並みの美しさ	34.1%	芝生、木陰	33.8%	樹木、山、丘	33.5%		
本島南部圏域	きれいな河川	42.3%	緑陰、楽しい道	40.7%	砂浜や磯部	34.0%	樹木、山、丘	33.7%	森、野原、湿地	32.3%		
宮古圏域	・緑陰、楽しい道 ・ゴミ処理、清潔	33.3%	・街並みの美しさ ・地域の連帯感	29.6%	・芝生、木陰 ・害虫駆除、し尿処理	25.9%	きれいな河川	22.2%	樹木、山、丘	18.5%		
八重山圏域	害虫駆除、し尿処理	33.4%	ゴミ処理、清潔	33.3%	地域の連帯感	27.8%	交通の便	27.7%	街並みの美しさ	25.0%		

【結果概要／県民】

質問項目	結果概要
関心のある環境問題	<p><b>〔県全体〕</b> 平成13年度(2001年度)と平成23年(2011年度)度結果を比較すると、「<u>海域生態系への影響(河川・水路・海の汚れ)</u>」が概ね高く、<u>特に河川や海域における自然環境への関心が集中していることがうかがえる。</u></p> <p><b>〔圏域別〕</b> 平成13年度(2001年度)では北～南部ともに「<u>海域生態系への影響</u>」に対する関心が高かったが、平成23年度(2011年度)では北部及び南部では「<u>水質汚濁</u>」、中部では「<u>基地関連</u>」に対する関心度が特に高い傾向にあり、近年の水質汚濁問題や米軍基地から派生する環境問題などへの関心が高まりつつあることがうかがえる。 また、宮古や八重山では依然として「<u>不法投棄</u>」問題への関心が高いほか、宮古では「<u>陸・海域生態系</u>」や「<u>地下水汚染</u>」への関心も上がっている。</p>

○関心の高いもの

関心の高いもの	H13	1位		2位		3位		4位		5位	
	県全体	河川、水路、海のよごれ	49.8%	サンゴ礁、干潟埋立	41.9%	自然の損傷、喪失	38.0%	赤土等流出	37.9%	廃棄物、処分地	34.6%
本島北部圏域	赤土等流出	48.5%	河川、水路、海のよごれ	39.4%	サンゴ礁、干潟埋立	34.3%	自然の損傷、喪失	29.3%	廃棄物、処分地	28.3%	
本島中部圏域	河川、水路、海のよごれ	49.7%	サンゴ礁、干潟埋立	45.9%	自然の損傷、喪失	43.2%	廃棄物、処分地	37.0%	化学物質問題	36.5%	
本島南部圏域	河川、水路、海のよごれ	55.4%	サンゴ礁、干潟埋立	43.2%	廃棄物、処分地	38.2%	自然の損傷、喪失	37.1%	赤土等流出 化学物質問題	36.8%	
宮古圏域	・廃棄物、処分地 ・自然の損傷、喪失	33.3%	・廃棄物、処分地 ・自然の損傷、喪失	27.8%	・河川、水路、海のよごれ ・赤土等流出 ・基地関連 ・海岸、川岸の人工化	22.2%	空き缶、吸い殻、不法投棄	16.7%	・空気のごごれ ・地域住民との合意形成 ・地下水汚染 ・自然林伐採	11.1%	
八重山圏域	赤土等流出	67.7%	自然の損傷、喪失	41.9%	河川、水路、海のよごれ	38.7%	・化学物質問題 ・廃棄物、処分地 ・海岸、川岸の人工化 ・サンゴ礁、干潟埋立	32.3%	不法投棄	22.6%	

関心の高いもの	H23	1位		2位		3位		4位		5位	
	県全体	水質汚濁	44.9%	海域生態系への影響	43.9%	基地関連	38.6%	空き缶、吸い殻、不法投棄	37.6%	大気汚染	32.6%
本島北部圏域	水質汚濁	51.2%	赤土等流出	46.3%	海域生態系への影響	42.7%	空き缶、吸い殻、不法投棄	39.0%	基地関連	36.6%	
本島中部圏域	基地関連	42.6%	水質汚濁	35.9%	騒音、振動	33.8%	海域生態系への影響	32.4%	大気汚染	30.9%	
本島南部圏域	水質汚濁	44.3%	海域生態系への影響	35.3%	空き缶、吸い殻、不法投棄	33.7%	大気汚染	33.3%	基地関連	32.7%	
宮古圏域	・空き缶、吸い殻、不法投棄 ・陸域生態系への影響	44.4%	・地下水汚染 ・海域生態系への影響	40.7%	廃棄物の適正処理	33.3%	水質汚濁	29.6%	大気汚染	25.9%	
八重山圏域	水質汚濁	72.2%	空き缶、吸い殻、不法投棄	66.7%	赤土等流出	63.9%	海域生態系への影響	55.6%	廃棄物の適正処理	38.9%	

【結果概要／県民】

質問項目	結果概要
緊急に対処すべき環境問題	<p>〔県全体〕 平成13年度(2001年度)と平成23年度(2011年度)結果を比較すると、「<u>海域生態系への影響</u>」は概ね高く、<u>特に開発によるサンゴ礁や干潟などの減少や海域生態系への影響に対する緊急対処が望まれている</u>ことがうかがえる。</p> <p>〔圏域別〕 平成13年度(2001年度)では北部～南部ともに「<u>開発によるサンゴ礁や干潟などの減少や海域生態系</u>」や「<u>開発による自然林の減少や陸域生態系</u>」に関する環境問題への緊急度が高かったが、平成23年度(2011年度)では北部及び南部では「<u>水質汚濁</u>」、中部では「<u>基地関連</u>」への緊急度が特に高い傾向にあり、近年の<u>水質汚濁問題や米軍基地内における環境問題、跡地利用なども含めて緊急に対処すべき問題</u>として認識が高まりつつあることがうかがえる。また、宮古や八重山では依然として「<u>不法投棄</u>」「<u>赤土等流出</u>」「<u>廃棄物の適正処理</u>」への緊急対処度も高い。</p>

○緊急度の高いもの

	H13	1位		2位		3位		4位		5位	
	緊急度の高いもの	県全体	河川、水路、海 のよごれ	44.9%	廃棄物、処分地	43.0%	サンゴ礁、干潟埋立	42.8%	赤土等流出	42.1%	化学物質問題
	本島北部圏域	赤土等流出	45.5%	自然の損傷、喪失	42.4%	河川、水路、海 のよごれ	39.4%	・廃棄物、処分地 ・サンゴ礁、干潟埋立	38.4%	化学物質問題	31.3%
	本島中部圏域	サンゴ礁、干潟埋立	47.0%	河川、水路、海 のよごれ	45.9%	自然の損傷、喪失	42.4%	・赤土等流出 ・廃棄物、処分地	40.8%	化学物質問題	39.7%
	本島南部圏域	河川、水路、海 のよごれ	45.5%	赤土等流出	44.9%	サンゴ礁、干潟埋立	41.0%	廃棄物、処分地	40.5%	自然の損傷、喪失	38.9%
	宮古圏域	不法投棄	44.4%	廃棄物、処分地	38.9%	・河川、水路、海 のよごれ ・赤土等流出 ・自然の損傷、喪失	33.3%	・化学物質問題 ・基地関連 ・空き缶、吸い殻、 不法投棄 ・サンゴ礁、干潟埋立	22.2%	・空気 のよごれ ・地下水汚染	16.7%
	八重山圏域	赤土等流出	71.0%	自然の損傷、喪失	45.2%	河川、水路、海 のよごれ	41.9%	化学物質問題	35.5%	不法投棄	35.5%

	H23	1位		2位		3位		4位		5位	
	緊急度の高いもの	県全体	海域生態系への影響	38.1%	水質汚濁	34.3%	空き缶、吸い殻、不法投棄	31.8%	陸域生態系への影響	30.5%	廃棄物の適正処理
	本島北部圏域	水質汚濁	56.1%	海域生態系への影響	52.4%	赤土等流出	47.6%	基地関連	35.4%	・空き缶、吸い殻、 不法投棄 ・陸域生態系への影響	32.9%
	本島中部圏域	基地関連	49.6%	海域生態系への影響	48.4%	水質汚濁	38.5%	空き缶、吸い殻、不法投棄	37.3%	廃棄物の適正処理	36.2%
	本島南部圏域	水質汚濁	52.3%	海域生態系への影響	49.3%	陸域生態系への影響	38.7%	空き缶、吸い殻、不法投棄	38.3%	廃棄物の適正処理	35.3%
	宮古圏域	・空き缶、吸い殻、 不法投棄 ・海域生態系への影響	48.1%	廃棄物の適正処理	44.4%	陸域生態系への影響	40.7%	地下水汚染	37.0%	・水質汚濁 ・公園、下水道、施設整備の遅れ	33.3%
	八重山圏域	赤土等流出	63.9%	空き缶、吸い殻、不法投棄	61.1%	水質汚濁	58.3%	海域生態系への影響	50.0%	廃棄物の適正処理	41.7%

【結果概要／県民】

質問項目	結果概要
今後、望まれる社会像	<p><b>〔県全体〕</b> 平成13年度(2001年度)及び平成23年度(2011年度)結果ともに「<u>自然と共存</u>」する社会が望まれている。</p> <p><b>〔圏域別〕</b> 平成13年度(2001年度)及び平成23年度(2011年度)ともに<u>北部～南部、離島含め「自然と共存」し「歴史や伝統豊か」で「福祉の充実」した社会が望まれている。</u></p>

○今後、望まれる社会像

	H13	1位		2位		3位		4位		5位	
	望まれる社会像	県全体	自然と共存	64.8%	歴史、伝統、個性豊か	31.3%	福祉の充実	28.4%	安全な社会	23.4%	教育、文化環境
	本島北部圏域	自然と共存	64.6%	歴史、伝統、個性豊か	33.3%	教育、文化環境	32.3%	安全な社会	26.3%	福祉の充実	22.2%
	本島中部圏域	自然と共存	69.7%	歴史、伝統、個性豊か	32.7%	福祉の充実	29.5%	安全な社会	25.4%	教育、文化環境	24.1%
	本島南部圏域	自然と共存	64.3%	歴史、伝統、個性豊か	34.6%	福祉の充実	27.9%	安全な社会	24.3%	国際交流盛ん	23.3%
	宮古圏域	自然と共存	50.0%	心と体の健康を守る	27.8%	歴史、伝統、個性豊か	22.2%	あくせくない社会	16.7%	・教育、文化環境 ・国際交流盛ん	16.7%
	八重山圏域	自然と共存	77.4%	心と体の健康を守る	32.3%	教育、文化環境	29.0%	・あくせくない社会 ・歴史、伝統、個性豊か ・福祉の充実	22.6%	安全な社会	19.4%

	H23	1位		2位		3位		4位		5位	
	望まれる社会像	県全体	自然と共存	54.9%	福祉の充実	40.0%	心と体の健康を守る	27.3%	歴史、伝統、個性豊か	24.6%	教育、文化環境
	本島北部圏域	自然と共存	61.0%	福祉の充実	41.5%	心と体の健康を守る	34.1%	産業が盛ん、活力ある	26.8%	・あくせくない社会 ・教育、文化環境	19.5%
	本島中部圏域	自然と共存	53.6%	福祉の充実	42.3%	心と体の健康を守る	27.4%	歴史、伝統、個性豊か	27.1%	安全な社会	24.2%
	本島南部圏域	自然と共存	55.7%	福祉の充実	39.3%	歴史、伝統、個性豊か	28.3%	教育、文化環境に恵まれた	25.7%	心と体の健康を守る	25.0%
	宮古圏域	自然と共存	59.3%	福祉の充実	40.7%	安全な社会	37.0%	歴史、伝統、個性豊か	25.9%	心と体の健康を守る	22.2%
	八重山圏域	自然と共存	75.0%	歴史、伝統、個性豊か	41.7%	福祉の充実	30.6%	安全な社会	25.0%	心と体の健康を守る	22.2%



【結果概要／県民】

質問項目	結果概要
今後、望まれる環境像	<p>〔県全体〕 平成13年度(2001年度)及び平成23年度(2011年度)結果ともに「<u>海がきれい</u>」で「<u>ハイキングなどができる自然公園</u>」が多く、「<u>飲み水を安心して飲める</u>」生活環境や「<u>街並みや自然の美しい風景</u>」が望まれている。</p> <p>〔圏域別〕 北部～南部ともに県全体と同様の環境像が望まれている。また、北部では「<u>道路や交通の利便性</u>」、宮古では「<u>公園や下水道の整備</u>」も望まれている。</p>

○今後、望まれる環境像

望まれる環境像	H13	豊かな自然環境でイメージするもの	自然とふれあう機会を増やす場所	安心して生活できる環境の実現に重要なもの	快適な環境でイメージするもの			
	県全体	海がきれい	84.5%	ハイキングなどができる自然公園	58.2%	飲み水を安心して飲める	76.8%	街並みや自然の風景が美しい
本島北部圏域	海がきれい	87.9%	水と親しむ水辺空間	61.6%	飲み水を安心して飲める	85.9%	身近な自然が保存されている	67.7%
本島中部圏域	海がきれい	86.5%	ハイキングなどができる自然公園	58.6%	飲み水を安心して飲める	77.6%	街並みや自然の風景が美しい	61.4%
本島南部圏域	海がきれい	84.9%	ハイキングなどができる自然公園	60.6%	飲み水を安心して飲める	76.2%	街並みや自然の風景が美しい	60.4%
宮古圏域	海がきれい	61.1%	水と親しむ水辺空間	38.9%	飲み水を安心して飲める	66.7%	身近な自然が保存されている	61.1%
八重山圏域	海がきれい	90.3%	植物とふれあい親しむ場所	58.1%	・飲み水を安心して飲める ・空気がきれいである	77.4%	・街並みや自然の風景が美しい ・身近な自然が保存されている	71.0%

望まれる環境像	H23	豊かな自然環境でイメージするもの	自然とふれあう機会を増やす場所	安心して生活できる環境の実現に重要なもの	快適な環境でイメージするもの			
	県全体	海がきれい	83.2%	ハイキングなどができる自然公園	63.4%	飲み水を安心して飲める	80.2%	街並みや自然の風景が美しい
本島北部圏域	海がきれい	87.3%	水と親しむ水辺空間	59.8%	飲み水を安心して飲める	86.6%	道路や交通の利便性がよい	69.5%
本島中部圏域	海がきれい	87.5%	ハイキングなどができる自然公園	68.5%	飲み水を安心して飲める	84.5%	街並みや自然の風景が美しい	64.1%
本島南部圏域	海がきれい	86.3%	ハイキングなどができる自然公園	68.0%	飲み水を安心して飲める	81.3%	街並みや自然の風景が美しい	69.0%
宮古圏域	海がきれい	92.6%	・ハイキングなどができる自然公園 ・植物とふれあい楽しい場所	66.7%	飲み水を安心して飲める	88.9%	公園や下水道が整備されている	59.3%
八重山圏域	海がきれい	94.4%	植物とふれあい親しむ場所	61.1%	飲み水を安心して飲める	88.9%	街並みや自然の風景が美しい	86.1%

質問項目	結果概要
沖縄県環境基本計画に取り組んでほしい項目	<p>取り組んでほしい項目として「<u>水環境の保全</u>」や「<u>地球温暖化の防止</u>」、「<u>資源の循環利用及び廃棄物の減量</u>」のほか、「<u>森林・農地・漁場の保全と活用</u>」や「<u>大気環境の保全</u>」が上がっている。</p>

○沖縄県環境基本計画に取り組んでほしい項目

沖縄県環境基本計画に取り組んでほしい項目	H23	1位		2位		3位		4位		5位	
	県全体	水環境の保全	60.0%	地球温暖化の防止	56.1%	資源の循環利用及び廃棄物の減量	49.5%	森林・農地・漁場の保全と活用	48.4%	大気環境の保全	47.9%

【結果概要／企業】

質問項目		結果概要									
事業活動による環境への影響		平成13年度(2001年度)及び平成23年度(2011年度)ともに、事業活動により影響を与えている項目は「大気汚染」「廃棄物」「エネルギー」が高く、特に「 <u>自動車による排ガス</u> 」や「 <u>廃棄物の発生量</u> 」が具体的な影響要因として上がっている。									
○事業活動による環境への影響											
事業活動による環境への影響	H13	1位		2位		3位		4位		5位	
		廃棄物	25.9%	大気汚染	22.3%	騒音・振動	20.3%	水質汚濁・水使用	15.7%	悪臭	4.2%
具体的な要因	H13	1位		2位		3位		4位		5位	
		自動車による排ガス	41.3%	自動車の使用による騒音	32.1%	廃棄物の発生量が多い	27.9%	多量の水の使用	18.7%	工場等での作業による騒音・振動	18.4%
事業活動による環境への影響	H23	1位		2位		3位		4位		5位	
		エネルギー	36.0%	廃棄物	28.9%	大気汚染	27.1%	騒音・振動	23.5%	水質汚濁・水使用	20.0%
具体的な要因	H23	1位		2位		3位		4位		5位	
		自動車による排ガス	51.2%	廃棄物の発生量が多い	34.2%	自動車の使用による騒音	33.9%	多量の水の使用	28.0%	工場等での作業による騒音・振動	22.0%

質問項目		結果概要									
環境保全活動や行動様式		平成13年度(2001年度)及び平成23年度(2011年度)ともに「 <u>事業所における緑化推進</u> 」や「 <u>周辺美化</u> 」などの環境保全活動に努め、「 <u>不要時の消灯</u> 」や「 <u>エアコンの温度設定</u> 」などの行動を心がけている事業者が多い。また「 <u>徒歩やバスの利用</u> 」は減少傾向にある。 今後実施したい行動様式として、平成23年度(2011年度)では「 <u>省エネに配慮した運転</u> 」や「 <u>低公害車の購入</u> 」などが増加傾向にあることから、より環境へ配慮する事業者が多くなっていることがうかがえる。									
○環境保全活動や行動様式											
環境保全活動	H13	1位		2位		3位		4位		5位	
		敷地内、周辺の清掃美化など管理を徹底	82.0%	事業所の敷地や建物の緑化を推進	65.5%	地域の環境保全活動への参加	65.0%	廃棄物の減量化・再資源化と適正処理	57.4%	排出ガス、排水の処理を適正管理	52.4%
行動様式	H13	1位		2位		3位		4位		5位	
		エアコンの適切な温度設定	83.3%	昼休みなど不要時には消灯	76.7%	省エネに配慮した運転	71.8%	調理場、トイレの節水	71.8%	近くの階へ移動は階段を利用	65.5%
環境保全活動	H23	1位		2位		3位		4位		5位	
		敷地内、周辺の清掃美化など管理を徹底	88.4%	地域の環境保全活動への参加	78.3%	事業所の敷地や建物の緑化を推進	75.9%	廃棄物の減量化・再資源化と適正処理	64.0%	環境保全活動への助成などの支援事業を実施	62.8%
行動様式	H23	1位		2位		3位		4位		5位	
		エアコンの適切な温度設定	91.4%	昼休みなど不要時には消灯	84.9%	省エネに配慮した運転	84.8%	古紙利用	78.6%	調理場、トイレの節水	78.6%

【結果概要／企業】

質問項目		結果概要									
行政へ望む対策		平成13年度(2001年度)では「環境負荷の少ない商品製造や販売支援」「地域リサイクルシステムの構築推進」が高かったが、平成23年度(2011年度)では「放射能汚染のない県土づくり」「地域リサイクルシステムの構築推進」「環境負荷の少ない商品製造や販売支援」が望まれている。									
○行政へ望む対策											
行政へ望む対策	H13	1位		3位		4位		5位			
		地域リサイクルシステムの構築を推進	78.7%	環境負荷の少ない商品の製造・販売を支援	78.7%	環境保全のための技術開発を支援	75.8%	事業所・工場周辺の緑化を支援	75.4%	環境情報提供の設備や施設を整備	71.1%
行政へ望む対策	H23	1位		2位		3位		4位		5位	
		放射能汚染のない安全・安心な県土づくり	86.3%	地域リサイクルシステムの構築を推進	85.2%	環境負荷の少ない商品の製造・販売を支援	82.8%	環境保全のための技術開発を支援	78.9%	事業所・工場周辺の緑化を支援	78.3%

質問項目		結果概要									
社員への環境教育		平成13年度(2001年度)及び平成23年度(2011年度)ともに「新入社員研修」や「定期的な社内研修」において環境教育を実施している事業所が多く、教育内容としては「一般問題」と「廃棄物・リサイクル取組」に関する内容が多い。									
○社員への環境教育											
社員への環境教育	H13	1位		2位		3位		4位		5位	
		新入社員研修の際に環境教育を実施	9.2%	社内の定期的な研修に環境教育を実施	8.5%	社内報、社員向けパンフ等にて実施	6.9%	社内イベント開催時に環境教育を実施	5.9%	環境問題をテーマに研修会をその時々開催	5.6%
社員への環境教育	H23	1位		2位		3位		4位		5位	
		新入社員研修の際に環境教育を実施	14.3%	社内の定期的な研修の際に環境教育を実施	13.1%	社内報、社員向けパンフ等にて実施	12.8%	社内イベント開催時に環境教育を実施	9.8%	環境問題をテーマに研修会をその時々開催	8.6%

質問項目		結果概要									
沖縄県環境基本計画に取り組んでほしい項目		取り組んでほしい項目として「水環境の保全」や「大気環境の保全」、「地球温暖化の防止」のほか、「資源の循環利用及び廃棄物の減量」や「環境と経済が両立する社会づくり」が上がっている。									
○沖縄県環境基本計画に取り組んでほしい項目											
沖縄県環境基本計画に取り組んでほしい項目	H23	1位		2位		3位		4位			
		水環境の保全	59.5%	地球温暖化の防止	47.3%	大気環境の保全	47.0%	資源の循環利用及び廃棄物の減量	41.1%	環境と経済が両立する社会づくり	41.1%

## 【結果概要／市町村】

質問項目	結果概要
環境関連 条例の制 定状況	環境基本条例の制定状況は 4.9%と低いが、 <u>公害防止条例及び環境保全 条例については 22.0% (約 1/4) の市町村で制定されている。</u>
環境基本 計画の策 定状況	環境基本計画の策定状況は 7.3%であり、近年中に策定の予定としてい る割合も同程度であった。また、基本計画策定時には「 <u>市民参画</u> 」や「 <u>専 門家意見</u> 」「 <u>施策重点化・目玉事業の検討</u> 」などを特に考慮した市町村が 多く、各地域にそくした計画策定を重視している市町村が多いことがうか がえる。
望まれる 県の支援	計画策定や進行管理に際し、県に期待する支援としては「 <u>技術的助言</u> 」 や「 <u>職員研修</u> 」「 <u>環境の状況に関する情報提供</u> 」が上がっている。
環境教育	沖縄県へ望む環境教育に関わる支援としては、「 <u>環境プログラム等の提 供</u> 」や「 <u>イベントで活用できる資機材の整備・貸し出し</u> 」「 <u>様々な環境分 野における人材名簿の整備や派遣</u> 」が上がっている。
グリーン 調達や環 境マネジ メントシ ステムの 導入状況	市町村自らのグリーン調達方針の策定状況は、 <u>12.2%</u> であり、その他の 市町村において策定予定のない理由としては「 <u>導入検討のための人的余裕 がない</u> 」「 <u>組織内での意識の低さ</u> 」が上がっている。 <u>環境マネジメントシ ステムの導入状況は、4.9%</u> と少なく、今後、構築予定のない市町村も <u>36.6 %</u> と多いことから、同システムに関する <u>浸透度が低い</u> ことがうかがえる。
希望する 環境政策 に関する 研修	環境政策に関する研修時には「 <u>基本的考え</u> 」や「 <u>技術的情報</u> 」「 <u>事例発 表と検討</u> 」に関する講義を望む市町村が多い。
沖縄県環 境基本計 画に取り 組んでほ しい項目	取り組んでほしい項目として「 <u>大気環境の保全</u> 」や「 <u>騒音・振動・悪臭の 対策</u> 」、「 <u>資源の循環利用及び廃棄物の減量</u> 」のほか、「 <u>地球温暖化の防 止</u> 」や「 <u>環境と経済が両立する社会づくり</u> 」が上がっている。

## 8. ヒアリング結果概要

### 【調査概要】

ヒアリング調査概要を以下に示した。

圏域区分や活動内容を考慮した上で特に積極的に環境保全活動を実施している市町村やNPO等民間団体についてヒアリング調査を実施し(9市町村・10団体)、活動実績や成果、課題等を把握した上で各主体の役割や環境配慮指針、本計画の施策等に反映させることを目的とした。

### ヒアリング調査概要

調査対象		主な活動内容		実施方法
9市町村	国頭村	企画商工観光課	エコツーリズム等	資料郵送後、ヒアリングを実施
	東村	企画観光課	エコツーリズム等	
	大宜味村	企画観光課	グリーン・ツーリズム等	
	うるま市	環境課、経済部農政課	新エネ・省エネ等への取組等	
	南城市	生活環境課	環境コミュニティ支援、沿岸環境保全への取組	
	宮古島市	エコアイランド推進課	小規模市町村型環境モデル都市等	
	石垣市	沖縄県八重山支庁農林水産整備課	風景づくり条例の制定、海域環境保全への取組等	
	竹富町	自然環境課、企画財政課	自然環境保護条例の制定、海の利用・保護・管理に関するワークショップ	
	伊是名村	総務課	環境協力税の導入	
NPO等 民間団体 10団体	国頭村	奥間川流域保護基金	河川及び海岸等の保全	
	大宜味村	おおぎみまるとツーリズム協会	エコツーリズム、グリーン・ツーリズム	
	うるま市	環金武湾地球温暖化対策地域協議会	地球温暖化防止	
	うるま市	うるま環境ネット	リサイクル活動	
	北谷町	海の自然史研究所	河川及び海岸等の保全	
	那覇市	那覇市地球温暖化対策協議会	地球温暖化及び大気汚染の低減	
	那覇市	しまづくりネット	地球温暖化及び大気汚染の低減	
	那覇市	沖縄リサイクル運動市民の会	リサイクル活動	
	那覇市	沖縄エコツーリズム推進協議会	エコツーリズム、グリーン・ツーリズム	
石垣市	八重山環境ネットワーク	漂着ゴミ、海洋保全		

【結果概要】

対象	項目	主な活動内容や実績等	問題点や課題
市町村	エコツーリズム等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人材育成として村でガイド認定制度を検討</li> <li>○エコツーリズム活動団体の登録に関わる推進</li> <li>○道の駅等での問い合わせや受付・申請等が可能な体制構築の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ガイド認定制度における認定の手法や基準</li> <li>●エコツーリズム活動の実施に伴う踏圧等の人為的負荷</li> <li>●赤土が流出しやすく、改変の影響を受けやすい地形の保全と活用の両立</li> <li>●重要な動植物種の採集や盗掘防止のための入域者や客層の見極め等</li> </ul>
	地球温暖化防止・自然環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化防止実行計画の策定</li> <li>○不法投棄パトロールの実施</li> <li>○畜産等の悪臭や水質汚濁防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地球温暖化防止実行計画については地域の理解が得られにくい(役場内で計画実施)</li> </ul>
	新エネ・省エネ等への取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バイオマス、廃食用油の利活用の推進</li> <li>○木質系・未利用資源の混合燃料化の推進</li> <li>○さとうきび残渣の活用等の推進</li> <li>○太陽熱を生かした空調・給湯システムを導入した環境共生型住宅の普及・啓発</li> <li>○電力会社との提携による地域でのメガソーラーや風力発電の普及・啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●木質系・未利用資源の混合燃料化の際、材料となる廃材持ち込みが少ないことから、地域でのさらなる普及・啓発が必要</li> <li>●未利用資源やバイオマスの利用に関する地域での信用度が低い</li> <li>●次年度以降の事業の見通しが立たず、継続が不可能な状況にある</li> </ul>
	環境コミュニティ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○NPO等民間団体等への経済支援の実施・南城市「上がり太陽プラン」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予算の兼ね合いもあり、全団体への経済支援が困難(提案事業を募り選定された団体へ一部資金援助)</li> </ul>
	環境協力税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入域対象者に課税(100円)し、観光施設の維持管理や環境美化に活用</li> <li>○環境美化作業員等の雇用拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民との連携や普及</li> </ul>
NPO等民間団体	エコツーリズム等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○推進計画策定</li> <li>○ガイドライン策定</li> <li>○認定制度原案作成</li> <li>○仲間川(西表島)及び玉辻山(東村・大宜味村)でのフィールド・ルール作り</li> <li>○フィールド予約システム及びモニタリングデータベース開発</li> <li>○情報媒体の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運営していける地域人材の育成</li> <li>●地域の立体的な運営体制の整備</li> <li>●各団体における意識の違い</li> <li>●活動に対して地域の賛同が得られがたい。</li> <li>●教育機関とエコツーリズム推進団体との連携の強化</li> </ul>
	河川や海岸等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○奥間川流域におけるナショナルトラスト運動</li> <li>○やんばるにおける森づくりの展開や啓発・普及活動</li> <li>○地域の小学校における環境教育の実施</li> <li>○ニュースレターの発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●流域周辺における土地買取り後の管理や利活用の検討</li> <li>●地元との連携の強化</li> </ul>
	大気汚染及び地球温暖化防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光客対象のレンタサイクル</li> <li>○県民対象のコミュニティサイクル普及活動</li> <li>○エコドライブ普及啓発・講習会の実施</li> <li>○パーク&amp;バスライドの実施</li> <li>○バス利用促進のための国道58号沿線事業者へのモビリティマネジメント</li> <li>○那覇市モビリティウィーク&amp;カーフリーデーの実施</li> <li>○ビーチクリーン、ロードパーク清掃</li> <li>○ふるさとサイクリングの実施</li> <li>○海中道路ロードパーク管理棟拠点事業の推進</li> <li>○セミナー開催(新エネ、省エネ事業・ふるさと緑化等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政とNPO等民間団体との連携</li> <li>●県民の意識向上や社会基盤・体制の整備</li> <li>●国や県による受託事業が少なく、活動に制約が出てきている。</li> </ul>
	リサイクル・物質循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>○循環社会システム構築プロジェクトの実施</li> <li>・くいまるプロジェクト</li> <li>・古紙プロジェクト</li> <li>・エコペーパー及びエコロールの販売</li> <li>○国際協力事業の展開(JICA技術協力)</li> <li>○フェアトレード商品の販売促進</li> <li>○グリーン購入促進</li> <li>○フリーマーケット等の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各地域における関心度の違い</li> <li>●各プロジェクト運営の継続危機(資金不足)</li> </ul>
	漂着ゴミ・海洋保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光地にふさわしい海浜景観の回復や環境保全活動(海浜清掃・オニヒトデ駆除・漂着ゴミ調査・漂着物アート展・廃油ボール回収・海洋環境教室・環境パネル展等)</li> <li>○赤土堆積調査や流出対策(グリーンベルト植栽)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政と民間ボランティアとの連携不足</li> <li>●運営経費等の資金不足</li> <li>●漂着ゴミ問題解決に向けた中国・台湾・ベトナム等との国際交流の推進</li> </ul>

## 9. 沖縄県環境基本条例

### 沖縄県環境基本条例

(平成 12 年 3 月 31 日条例第 15 号)

(改正 平成 20 年 12 月 26 日条例第 43 号)

#### 目次

##### 前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本施策

第 1 節 環境の保全及び創造に関する基本的な計画 (第 8 条—第 10 条)

第 2 節 環境基準 (第 11 条)

第 3 節 環境の保全及び創造を推進するための施策 (第 12 条—第 26 条)

第 4 節 地球環境の保全等に関する施策 (第 27 条・第 28 条)

##### 附則

#### 前文

私たちの郷土沖縄県は、亜熱帯海洋性気候の下に広大な海域に散在する多くの島しょから構成されている。島の沿岸にはサンゴ礁が発達し、島々は複雑な地形、地質からなり、それぞれの地域性を創りあげ、豊かではあるが、脆弱な自然環境という特性を有している。

また、我が国の南西端に位置するという地理的特性から、琉球王朝時代には中国や東南アジア諸国との交易が行われ、独特の伝統文化が育まれた。

しかし、このような本県の自然環境や文化は、先の大戦によりか烈な戦禍を被り、更に、戦後 27 年間の長期にわたる米国の施政権の下で広大な基地が建設されたことにより著しく変貌してしまった。

日本復帰後は、社会資本の整備をはじめとする開発が急速に進められたことに伴い、環境への負荷が増大し、また、依然として広大な面積の米軍施設・区域が存在し、基地から派生する航空機騒音等の様々な環境問題は、県民生活や自然環境に影響を及ぼしている。

これらの問題に加え、今日の環境問題は、廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などの都市や生活に密着した問題から、地球環境問題といった空間的な広がりや将来の世代にわたり影響を及ぼすという時間的な広がりを持つに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での現在及び将来の私たちの権利であるとともに、これを保全及び創造し、将来の世代に引き継ぐことは私たちの責務である。

この責務を果たすため、私たちは、環境が有限であり、自らが環境に負荷を与えている存在であることを深く認識し、郷土の環境、そして人類の生存の基盤である地球環境を保全することの大切さを学び、県民、事業者及び行政が協力して、社会経済活動や生活様式を、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を創りあげていかなければならない。

このような認識に立ち、環境の保全及び創造を重視し、豊かな自然環境に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県を実現するために、この条例を制定する。



## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来にわたって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

一部改正〔平成20年条例43号〕

### (基本理念)

**第3条** 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これらを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することのできる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、県内のすべての地域においてそれぞれの地域の自然的社会的条件に応じて環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動等の計画の段階から人と自然との共生を基本として、総合的に環境に配慮することにより、豊かな自然環境を保全し、住みよい快適な生活環境を実現することを旨として行わなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

### (県の責務等)

**第4条** 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施するとともに、土地利用計画、都市計画、企業の立地等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

- 2 県は、前項に定める施策の策定及び実施するに当たっては、市町村と連携、協力を図るものとする。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等を適正に処理するとともに、その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

**第6条** 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活が環境の保全及び創造に密接に関わっていることを深く認識し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策その他の環境保全活動に協力するように努めなければならない。

(観光旅行者等の責務)

**第7条** 観光旅行、業務等の目的で県内に一時的に滞在する者（以下「観光旅行者等」という。）は、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

第1節 環境の保全及び創造に関する基本的な計画

(環境基本計画)

**第8条** 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、沖縄県環境審議会及び市町村長の意見を聴かななければならない。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての指針)

**第9条** 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

- 2 前項の場合において、県は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。
  - (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されること。
  - (2) 生物の多様性が確保されるとともに、森林、農地、河川、湖沼、海岸、海域等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
  - (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、並びに良好な景観及び歴史的、文化的遺産が保全されること。
  - (4) 環境保全上の支障が未然に防止されること。
  - (5) 地球環境保全に配慮すること。
- 3 県は、第1項に定める整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

(環境白書)

**第10条** 知事は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした環境に関する白書を定期的に作成し、及び公表しなければならない。

## 第2節 環境基準

追加〔平成20年条例43号〕

**第11条** 知事は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に定める基準のほか、必要があると認めるときは、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 3 知事は、この章に定める施策であって公害の防止に関するものを総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準及び環境基本法第16条第1項の基準が確保されるよう努めなければならない。
- 4 知事は、環境基準を定めるに当たっては、沖縄県環境審議会の意見を聴かななければならない。環境基準を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 5 知事は、環境基準を定めたときは、環境基準を県公報で告示するものとする。環境基準を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

追加〔平成20年条例43号〕

## 第3節 環境の保全及び創造を推進するための施策

一部改正〔平成20年条例43号〕

(県民等の意見の反映)

**第12条** 県は、環境の保全及び創造に関する施策に、県民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

**第13条** 県は、県民等及び観光旅行者等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、機会の提供、人材の育成、広報活動の充実その他の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成20年条例43号〕

(県民等の自発的な活動の促進)

**第 14 条** 県は、県民等が自発的に行う自然環境の保全に関する活動、緑化活動、美化活動、資源の再利用に関する活動、地球環境保全に資する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(情報の提供等)

**第 15 条** 県は、環境の保全及び創造に関する情報の提供及び公開に努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(環境影響評価の推進)

**第 16 条** 県は、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業を行う事業者が、あらかじめその事業の実施に伴う環境への影響について、自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(規制等の措置)

**第 17 条** 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置
- (2) 土地利用に関し、公害を防止するために必要な規制の措置
- (3) 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (4) 採捕、損傷その他の行為であつて、保護することが必要な野生動植物又は地形若しくは地質その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

3 県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な指導その他の措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(誘導的措置)

**第 18 条** 県は、県民等が自らの行為に係る環境への負荷を低減させることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を講ずることとなるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要がある場合には、助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(施設の整備等)

**第 19 条** 県は、緩衝地帯、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(資源の循環的な利用等の促進)

**第 20 条** 県は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(自主的な環境管理の推進等)

**第 21 条** 県は、事業者がその事業活動に際して、環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うことについて、その普及に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、同項に定める自主的な環境管理の実施に自ら努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(調査の実施)

**第 22 条** 県は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するように努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(監視等の体制の整備)

**第 23 条** 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(科学技術の振興)

**第 24 条** 県は、環境の保全及び創造に関する科学技術の振興を図るため、研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(国及び他の地方公共団体との協力)

**第 25 条** 県は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策等を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との協力を努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(財政上の措置)

**第 26 条** 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

第 4 節 地球環境の保全等に関する施策

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(地球環境保全のための行動の促進)

**第 27 条** 県は、県、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

(地球環境保全のための国際協力)

**第 28 条** 県は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等と協力して、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定、開発途上にある海外の地域等への良好な環境の保全に関する技術の提供等を行うよう努めるものとする。

2 県は、その環境保全上の取組の成果を、気候、地理的条件等の共通する世界の熱帯地域、亜熱帯地域、島しょ等における環境の保全に役立てるよう努めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 43 号〕

附 則

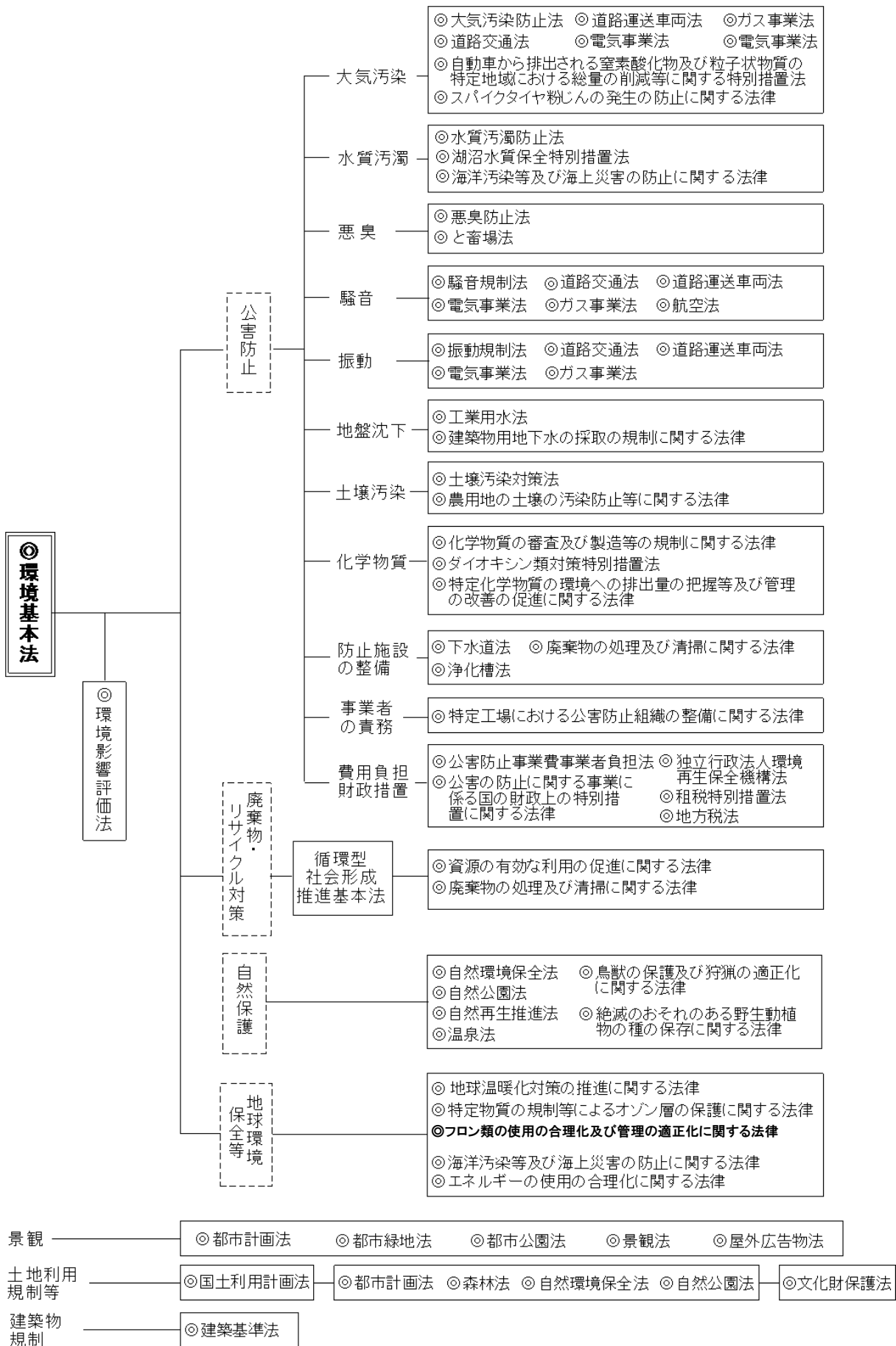
この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 12 月 26 日条例第 43 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。(後略)

# 10. 環境関係法律体系図





## 11. 用語解説

用語		用語解説
ア 行	アイドリング ストップ	自動車の停車時にエンジンを切ることで、不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出が抑制されます。
	アスベスト	石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物で、軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房配管の被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されてきました。しかし、肺がんや中皮腫の原因になることから使用が禁止されています。
	一般廃棄物	日常生活に伴って排出されるごみやし尿であり、廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。家庭から排出される生活系廃棄物と、店舗、事務所、工場等から排出される事業系廃棄物の2種類に分けられます。
	イノー	サンゴ礁に囲まれた浅いおだやかな海、すなわち礁池(しょうち)のことで、昔から「海の畑」などともいわれ、小魚・貝 海藻など、海の幸などを手軽に与えてくれる豊かな場所として大切にされてきたといえます。
	運輸部門	エネルギーの消費区分の1つで、自動車、鉄道、船舶、航空機のエネルギー消費を対象としています。自動車には、自家用と業務用の両方が含まれます。
	エコアクション 21	環境省が定めた環境マネジメントシステムの1つです。中小企業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構のISO14001規格をベースとしつつ、中小事業所における環境マネジメントシステムのあり方を規定しています。導入費用や実施事項などの面で、ISO14001と比較し、取り組みやすい内容で構成されています。
	エコツーリズム	地域の環境を損なうことなく、動植物などの自然やそうした資源を活用する地域文化とふれあい、学ぶことを主目的とする旅行のことです。エコツーリズムの活用は、自然資源を活用しながら地域の発展に資する手法として、大きな可能性を秘めています。
	エコドライブ	環境に配慮した自動車の運転方法です。具体的には、急発進・急加速をしない、空ぶかしをしない、適正空気圧のタイヤで走る、無計画なドライブをしない、無駄なアイドリングをしない、不要な荷物を載せたまま走らないといった取組により、省エネルギーを図る運転方法のことをいいます。
	屋上緑化	建築物の屋上に、芝や樹木を植えて緑化することです。断熱効果による省エネルギーが期待されるほか、建物を紫外線から守り耐久性を高めたり、保水効果による雨水の流出緩和、屋外騒音の吸収、植物による大気の浄化などの効果があるとされています。
	オゾン層	成層圏にあるオゾン濃度が比較的高い層のことをいいます。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護しています。大気中に放出されるフロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼びます。
温室効果ガス	温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のことをいいます。とりわけ産業革命以降、人為的な活動により代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなどの大気中の濃度が増加傾向にあります。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか、代替フロン等(HFC 類、PFC 類、SF6)が削減対象の温室効果ガスと定められました。	
カ 行	海岸漂流・漂着ごみ	国内外で発生した廃棄物で、河川及び海洋に投棄され、海岸に漂着したものです。これら海岸漂着廃棄物の処理に係る自治体の負担が大きくなっており、国では平成18年(2006年)4月から「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」を設置し、海岸漂着廃棄物の対策を進めています。
	外来種	「外来生物」を参照

用語	用語解説
力 行	<p>もともとその地域に生息していなかったのに、人間の活動によって外国又は国内の他の地域から入ってきた生物のことです。外来生物の中には、生態系を脅かすとともに、農業、林業、水産業などにも影響を与え、さらには毒をもっている場合など、直接人間に害を与えるものもあります。近年、外国からの外来生物の被害が数多く発生していることから、国においては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」を平成17年(2005年)6月に施行し、特定外来生物の飼育、輸入などを禁止し、違反した場合には罰則を課すなど、法的な整備を行っています。</p>
	<p>合併処理浄化槽</p> <p>し尿と台所や風呂などからの生活雑排水を併せて処理する浄化槽をいいます。マンション、アパートなどに設置される大型のものや、家庭などに設置される小型のものがあります。</p> <p>下水道と同等の処理能力を有し、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境へのBOD負荷は、約1/8に抑えられます。平成13年4月1日の改正浄化槽法の施行により、原則として、単独処理浄化槽の新設は禁止されています。</p>
	<p>家電リサイクル法</p> <p>家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫の家電4品目のリサイクルに向けて、平成10年(1998年)6月に制定された法律で、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けています。</p>
	<p>環境影響評価</p> <p>事業の実施が環境に及ぼす影響について、大気、水質など環境の構成要素ごとに調査、予測、評価を行うとともに、その過程で事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合の環境影響を総合的に評価することです。</p>
	<p>環境会計</p> <p>企業等が、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的(貨幣単位又は物量単位)に測定する会計手法です。</p>
	<p>環境基準</p> <p>環境基本法等に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」をいいます。行政上の目標として、大気、水質(底質)、騒音、土壌について定めています。</p>
	<p>環境教育・環境学習</p> <p>環境保全活動・環境教育推進法では、「環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」を「環境教育」と定義付けています。自発的に学び行動する視点を強調した「環境学習」も広く使われていることから、本計画では、通常は「環境教育・環境学習」とし、特に学校教育など教育する側の視点で用いる場合は「環境教育」、自発的に学び行動する視点を強調する場合は「環境学習」としています。</p>
	<p>環境月間</p> <p>スウェーデンのストックホルムで、昭和47年(1972年)6月5日から開催された「国連人間環境会議」を記念し、国連では日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定め、日本では「環境基本法」でこの日を「環境の日」と定めています。その後環境庁(当時)は、環境の日を含む6月を環境月間とすることを提唱し、関係省庁や地方公共団体、民間団体などによる各種普及啓発事業が行われています。</p>
	<p>環境と経済の好循環</p> <p>持続可能な社会の構築のためには、環境問題を経済の制約要因ではなく、新たな成長要因ととらえ、環境の保全と経済の活性化を一体化させていくという視点から示された考え方です。環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなっていくような関係を「環境と経済の好循環」といい、国においては、この達成に向けた取組を進め、環境保全と経済発展の同時達成による持続可能な社会への展開を図ることとしています。</p>
	<p>環境ビジネス</p> <p>環境保全に資する製品やサービスを提供したり、社会経済活動を環境配慮型のものに変えていく上で役に立つ技術やシステムを提供するビジネス全般をいいます。</p>

用語		用語解説
力 行	環境負荷	人の活動によって、環境に加えられる影響であって、公害の発生や自然環境の破壊といった環境の保全上の支障が生じるおそれのある環境への影響をいいます。
	環境報告書	企業等が環境に配慮して行った内容を環境業績としてまとめ、公表する報告書のことをいいます。
	環境ホルモン	正式には、内分泌攪乱化学物質といいます。河川水など環境中に存在し、人や野生生物に取り組みまると、体内で分泌されるホルモンの正常な作用を乱し、生態系や人の健康に影響を与える可能性のある化学物質です。人の健康や生態系への影響等については不明な点が多く、現在も調査研究が進められています。
	環境マネジメントシステム	事業体が自主的に環境保全に関する方針を定め、それを構成員に周知徹底するとともに、その方針に沿った目標を立て、目標達成のための計画を作成し、その実行のための体制などを整備し、さらに取組の実行状況を監査して見直しを行うもので、この繰り返しによって取組を推進していこうとするものです。平成8年(1996年)、このシステムの標準的な仕様が国際標準化機構(ISO)の国際規格 ISO14000シリーズとして定められました。
	環境モニタリング	大気、水質、騒音、地盤沈下等の状況や植生・生物等の状況といった環境の監視・調査をすることです。
	環境倫理	あらゆる行動において当事者が環境との関係の中でどのような価値判断を下し、行動選択をするかという倫理的な問題をいいます。従来は、人間活動が野生生物や自然環境に及ぼす影響とのかかわりの中で自然の権利を認めるかどうかといった議論が中心を占めていましたが、地球環境の有限性を示す様々な問題が発生し、地球全体の利益・権利を満たす個人の行動のあり方や、将来世代も含めた世代間の公正に関わる議論へと発展してきました。
	環境容量(キャリングキャパシティ)	森林や土地などに人手が加わっても、その生態系が安定した状態で継続できる人間活動の上限のこと。
	管理型最終処分場	河川等の公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、底部に遮水シート等の遮水工を施して、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に規定された排水基準を満たすよう処理して公共用水域に放流する設備(同等の能力を有する他の施設での水処理も含む。)を備えた処分場です。
	企業の社会的責任(CSR)	企業が事業活動を行うに当たって、社会的な公正さや環境への配慮などを通じて、利害関係者(消費者、取引先、地域社会、株主、従業員など)に責任ある行動を取るべきだという考え方です。
	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)	各国が政府の資格で参加し、地球の温暖化問題について議論を行う公式の場として、UNEP(国連環境計)及びWMO(世界気象機関)の共催により昭和63年(1988年)に設置され、温暖化に関する科学的知見、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策の在り方の三つの課題について検討しています。
揮発性有機化合物	常温常圧で空気中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたものを指し、英語表記の頭文字をとってVOCと略されています。大気中では、光化学反応によってオキシダントや浮遊粒子状物質の発生に関与していると考えられているほか、比重が水よりも重く、粘性が低くて難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水汚染の原因物質ともなっています。	
京都議定書	先進各国における温室効果ガスの削減割合や国際制度について定めた議定書で、平成9年(1997年)12月、地球温暖化防止京都会議(気候変動枠組条約第3回締約国会議)において採択され、平成17年(2005年)2月に発効しました。日本は、平成20年(2008年)～平成24年(2012年)の間に、温室効果ガスを平成2年(1990年)レベルで6%削減することが法的拘束力のある約束として定められています。	

用語	用語解説
カ行	グリーン・イノベーション 低炭素社会の実現を目指す技術的試み、および、低酸素産業を中心とした社会の在り方を変革し、発展・成長を遂げる戦略です。経済産業省が平成22年(2010年)6月に発表した「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」では、グリーン・イノベーションを主軸とした環境・エネルギー大国となるために総合的な政策を推進する構想が描かれています。
グリーンエネルギー	有害物質の排出が相対的に少ないエネルギー源を指します。いわゆる自然エネルギーの水力、風力などのほか、化石燃料の中では有害物質の発生が少ない天然ガスもグリーンエネルギーと呼ばれることがあります。
グリーン購入	企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択する購入方法のことです。
グリーン コンシューマー	環境に配慮した行動をする消費者をいいます。例えば、エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入する。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者です。このような消費者が増大することで、リサイクル商品をはじめとする環境配慮商品が市場に出回る効果を持ちます。広義には、ごみの分別や省エネルギーに取り組むエコライフを実践する生活者や、環境配慮商品をグリーン調達する企業も含まれます。
グリーン成長	環境保護と経済成長を両立させることです。地球温暖化などの環境問題を解決しながら、同時に持続可能な経済成長を目指していくという国家的および国際的なビジョンのことをいいます。
グリーン・ツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称です。
建設リサイクル法	正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といいます。コンクリートや木材など特定の建設資材について、その分別解体や再資源化等を通じて、資源の有効利用及び廃棄物の原料等を促進することで、生活環境の保全等に寄与することを目的とした法律です。この法律により、一定規模の工事を行う場合は、発注者による工事の事前届出や受注者から発注者への再資源化等の実施報告などが義務付けられています。平成12年制定。
公害	事業活動などにより、自然環境や生活環境、人の健康に被害が生じることです。環境基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されており、これらは「典型7公害」と呼ばれます。
光化学オキシダント	光化学スモッグの原因となる酸化性物質の総称です。工場や自動車から排出される窒素酸化物及び炭化水素類(揮発性有機化合物)を主体とする一次汚染物質が、太陽の紫外線照射を受けて光化学反応を起こすことによって、二次汚染物質としてオゾンなどの酸化性物質を生成します。酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものを「光化学オキシダント」と呼びます。
公共用水域	水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域や水路のことです。河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路(下水道は除く。)などです。
国際保護鳥	絶滅のおそれがあり、国際社会で「保護をしなければならない」と決められた鳥のことです。カリフォルニアコンドルやハワイガン、カグー、フクロウオウムなどがいます。分布域を日本にもつものでは、アホウドリやトキがいます。
こどもエコクラブ	環境に関する活動を自主的に行う、幼児から小・中・高生のグループで、平成7年から環境省の提唱で全国に普及しました。全国市区町村の環境担当課の窓口で、クラブの募集・登録を行っています。

用語		用語解説
サ 行	再資源化	廃棄物を原材料とすること又は再度使用できる状態にすることです。
	最終処分場	リサイクルや中間処理できない廃棄物を最終処分(埋立)するための処分場です。廃棄物の環境に与える影響の度合いによって構造が異なり、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の3つのタイプに分けられます。
	在来種	動植物の品種のうち、ある地方の風土に適し、その地方で長年栽培または飼育されているものです。
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた廃棄物をいいます。これらは、事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないよう、適正に処理することが義務付けられています。
	産業廃棄物税	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進、最終処分場の設置の促進、その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てられる法定外目的税(※)です。 ※) 法律で定められた税目のほかに地方自治体が条例で定めて課税する税金を法定外税といい、そのうち税収の用途が特定されているものが法定外目的税です。
	酸性雨	大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物などが取り込まれて、Hが低くなった酸性の雨や大気中の酸性物質の沈着のことです。工場や自動車からの排出ガスなどが原因としてあげられます。
	自然公園	自然公園法に基づき、優れた自然の風景地の保護と利用の増進のため、区域を定めて指定されたもので、国立公園、国定公園と県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類があります。
	持続可能な社会	昭和62年(1987年)に「環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)」が発表した報告書で、今後の我々の目指すべき社会のあり方として「持続可能な開発」を提唱しました。その理念や考え方を持った社会を「持続可能な社会」といい、「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」としています。
	自動車リサイクル法	使用済自動車からでる部品などを回収してリサイクルしたり適正に処分することを目的に、平成14年(2002年)7月に制定された法律(正式名称「使用済自動車の再資源化等に関する法律」)です。エアコンに使われるフロン、シュレッダーダスト(車体を粉砕した後に残る破砕くず)、エアバッグの3種類を対象に、自動車メーカーや輸入業者に回収・リサイクル、所有者には費用負担を義務付けています。
	遮音壁	道路周辺の住民への自動車騒音被害を緩和するために、道路端などに設置される壁をいいます。コンクリート製をはじめ、最近では繊維強化プラスチックなど、軽量化や景観への配慮などを図った新素材が開発されています。
	循環型社会	「大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄」の社会の在り方を根本から見直し、人間の生活や企業活動に伴って発生・消費される物やエネルギーなどあらゆるものを資源として循環し、又は様々なかたちで繰り返し利用し、廃棄するものを最小限とすることで、天然資源の消費を抑制し、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減する社会のことをいいます。
循環資源	廃棄物及び社会の生産活動で副次的に生じた物品のうち、有用で再生利用できるものをいいます。	

用語		用語解説
サ 行	浄化槽	生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する設備のことです。
	新エネルギー	一般に、石油に変わる環境への負荷が少ない新しい形態のエネルギーのことをいいます。太陽光や風力及び雪等の「再生可能(自然)エネルギー」、廃棄物発電等の「リサイクル型エネルギー」、天然ガスコージェネレーションやクリーンエネルギー自動車などの環境への負荷を抑えながら従来型資源の有効活用を図る「従来型エネルギーの新利用形態」の3つに大別されます。
	親水性	水辺が人々に親しみを感じられるようになっていることです。具体的には、河川、湖沼、海岸等で人々が散策、休養、水遊び、釣り、ボート、自然観察などをする際に、水や水辺と触れあえる機能のことです。
	水源の涵養	森林が有している機能で、樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することで、洪水調整、濁水緩和等の河川流量の平準化を図る機能のことです。
	生態系	自然界のある地域に住むすべての生物群集と、それらの生活に関与する環境要因とを一体として見たものをいいます。
	生物多様性	すべての生物間にみられる変異性を指す言葉で、生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)、それぞれのレベルでの変異性を含む総合的なものとしてとらえられます。生物多様性の保全とは、生物とそれを取り巻く大気、水、土壌などの要素から構成される生態系の中で、様々な生物が相互の関係を保ちながら生きていくことができる状態を保全することを意味します。
	ゼロエミッション	あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムのことをいいます。平成6年(1994年)に国連大学が提唱した考え方。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分(埋立処分)する量をゼロにすることです。
	総合的病害虫管理技術(IPM)	総合的病害虫管理技術(IPM)は、農業生産性の維持を図りつつ、環境にも配慮した病害虫防除法をさします。一例として、堆肥等の活用による土づくりと化学肥料・農薬の低減を目的とした都道府県知事認定の農業者(通称：エコファーマー)に対する金融等の特例措置適用などが挙げられます。
	総合的な学習の時間	自ら学び・考え・主体的に判断して問題解決を図る力を身に付けることを目標に、探求活動を主体とした教育活動を行うものとして、小・中・高校の教育課程に平成14年度(2002年度)(高校は平成15年度(2003年度))から創設されました。これまでの教科の枠を超えた横断的・総合的な教育活動を行うことができるとしており、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの教科横断的な課題例が示されています。
測定局	大気の汚染状況を常時監視(24時間測定)するために設置するもので、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局があります。一般環境大気測定局は住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を監視するため、自動車排出ガス測定局は道路付近の大気汚染の状況を監視するためそれぞれ設置されています。	

用語	用語解説
タ 行	ダイオキシン類 有機塩素系化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナPCB)の総称で、除草剤など農薬の製造過程やごみ焼却場などで意図せずに生成されることがあります。PCDDには75種類、PCDFには135種類、コプラナPCBには29種類の異性体があり、その中の2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)は、最も毒性が強いとされ、発がん性が認められています。
	多孔質軽量発泡資材 廃ガラスを粉砕、焼成・発泡させて製造した新しい人工資源。緑化・断熱・園芸・浄化・建築・土木等、多くの用途で活用が期待されている。
	多自然川づくり 国土の保全のために必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や、多様な河川風景を保全・創出するための川づくりとその管理をいいます。
	地球温暖化 太陽の光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収し、大気を暖めています。地球温暖化とは、産業活動の活発化に伴い、大気中の二酸化炭素、メタン及びフロン類などの温室効果ガスの濃度が高くなることにより、地球の平均気温が上昇することをいいます。地球温暖化による異常気象や海面上昇などの影響が世界各地で顕在化しつつあり、人類の重要かつ緊急課題の一つとなっています。
	窒素酸化物 窒素酸化物の総称で、NOともいわれます。主な発生源は自動車の排気ガスであり、光化学スモッグや酸性雨などを引き起こす大気汚染物質です。また、一酸化二窒素は、温室効果ガスのひとつでもあります。
	中間処理 廃棄物を無害化、安定化又は減量化するために行う焼却、破砕、圧縮、脱水、中和、コンクリート固型化などの処理をいいます。
	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖のために必要があると認められたとき、環境大臣又は知事が設定するもので、全ての鳥獣の捕獲が禁止され、鳥獣の生育及び繁殖のために必要な施設などが設置されます。
	低公害車 大気汚染物質の排出が少ない自動車のことで、天然ガス車、電気自動車、エタノール車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車などのことをいいます。
	低騒音舗装 表面に空隙の多いアスファルト合材を使用することによって、表面の合材の空隙が自動車の走行音を吸収し、騒音を低減させる効果がある舗装です。通常のアスファルト舗装では雨水が表面を流れますが、低騒音舗装では表層の合材の空隙を通して排水口に流れるので、別名排水性舗装とも呼ばれています。騒音の低減効果以外にも、その排水機能により雨天時の水はねや夜間における対向車のライトによる路面反射が少なくなるなど、快適性や安全性が向上する効果もあります。
	特別栽培農産物 化学合成農薬と化学肥料の使用量を地域慣行からそれぞれ5割以上減らして栽培された農産物のことです。
	都市公園 都市公園法で定められた公園、緑地等で国又は地方公共団体が設置するものです。「緑」と「オープンスペース」を同時に確保し、災害発生時の避難場所、スポーツ、レクリエーション、文化活動など県民に憩いの場を提供する重要な都市空間であり、公園の設置目的や利用形態に応じて14種類に分類されます。
	トリクロロエチレン 金属部品や電子部品の洗浄工程等で使用される有機塩素系溶剤であり、従来から広く使用されてきました。近年、地下水汚染の原因物質として問題となっています。



	用語	用語解説
ナ 行	二酸化硫黄	主に石油・石炭などの燃料中の硫黄分が燃焼した時に発生し、呼吸器に悪影響をもたらすほか、酸性雨の原因物質ともなっています。主な発生源としては、工場・事業場の燃焼施設、ディーゼル車、船舶などが挙げられます。
	二酸化窒素	主に物の燃焼に伴って生ずるもので、呼吸器等への悪影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質となっています。工場や自動車等が主な発生源となっています。
	日本環境管理基準 (JEGS)	在日米軍による環境保護及び安全のための取り組みは、米国防省の策定した基準に沿って、環境に関し、我が国の国内法上の基準と米国の国内法上の基準のうち、より厳格なものを選択するとの基本的な考え方の下で、在日米軍が作成する「日本環境管理基準(JEGS: Japan Environmental Governing Standards)」に従って行われることとされています。また、平成13年8月には、環境分科委員会の下に JEGS 作業部会が設けられ、JEGS 見直しに関する日米間の協力強化が図られています。なお、JEGS は通常2年ごとに更新され、平成22年(2010年)12月に出されたものが最新版です。なお、平成12年(2000年)9月の日米安全保障協議委員会において発出された、在日米軍施設・区域に関する環境問題についての情報交換や施設・区域への適切なアクセスの提供等を謳った「環境原則に関する共同発表」においても、環境保護及び安全のための在日米軍による取り組みは、日米の関連法令のうちより厳しい基準を選択するとの基本的考え方の下で作成される JEGS に従って行われる旨が確認されています。
ハ 行	パーク&バスライド	従来市街地まで乗り入れていた通勤者等のマイカーを郊外の駐車場に停め、そこから市街地へは公共交通機関(バスや電車)に乗り換え移動するよう誘導するシステムです。通勤時間帯の交通量を減らし、渋滞を緩和することでエネルギー消費を抑えるとともに、大気汚染物質の排出削減にも効果があります。
	バイオエタノール	サトウキビ、トウモロコシ、木質などの植物資源を発酵、蒸留して製造されたエタノールで、ガソリンと混ぜ輸送用燃料に使われます。温暖化防止や資源の有効活用、地域活性化に役立つとして注目されています。
	バイオディーゼル	バイオマス由来の燃料の一種で、軽油の代替燃料として利用可能です。硫黄の含有が軽油と比較して少なく、燃焼させた際に硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )の生成量が少ないという特徴があります。
	バイオ燃料	農産物や食品廃棄物等を原料とした燃料を指し、ガソリン代替で利用されるバイオエタノールや軽油代替で利用されるバイオディーゼル等があります。
	バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す概念であり、「再生可能な生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの」です。具体的には、稲わらや家畜排泄物、食品廃棄物、木材などの有機物があり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されています。
	ハイブリッド自動車	ガソリン等エンジンと電気モーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車をいいます。
	干潟	潮の満ち引きで海に沈んだり現れたりする砂泥地のことをいいます。魚介類だけでなく、それらを餌にする鳥類も集まるなど、多様な生物の生息地となっています。
	光害	照明に関して、安全性や効率性の確保が不適切であり、景観や周辺環境への配慮が十分でない状況又はそれによる悪影響のことをいいます。国では「光害対策ガイドライン」等を策定しています。
	砒素	半導体の原料やガラス製品の製造工程で使用されています。また、自然環境中や海洋生物体に広く分布しており、日本人の砒素摂取の大部分は、海産物摂取によるものです。化合物の多くはめまい等の急性中毒症状や、皮膚の角質化等の慢性中毒症状、さらに発がん性(肺がん)が認められています。

	用語	用語解説
八 行	不適正処理	廃棄物処理法の処理基準に従わずに、廃棄物の埋立て、野焼き等を行うことです。
	不法投棄	ゴミ、産業廃棄物などを法律に違反した方法で山林や原野、空き地などに捨てることです。
	浮遊粒子状物質	浮遊粉じんのうちで、粒子径が10 $\mu$ 以下のものをいいます。発生源としては、工場・事業場や自動車などから排出されるばいじん・粉じんなどの人為的なものと、土壌の舞い上がりや海塩粒子、花粉などの自然的なものが挙げられ、肺や気管に沈着して呼吸器に悪影響を及ぼすことが知られています。
	フロン	メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結びついた化合物の総称で、正式には「フルオロカーボン」といいます。化学的に非常に安定しており、洗浄剤、冷媒、発泡剤等に広く用いられています。フロンそのものは無毒ですが、オゾン層を破壊するほか、強力な温室効果ガスでもあります。
	フロン回収・破壊法	オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロンを大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、機器の廃棄時における適正な回収及び破壊処理の実施等を義務付けた法律です。
	ベンゼン	広範囲の化学工業製品の合成原料や抽出剤として用いられ、また、自動車燃料としてガソリンにも含まれている無色揮発性の特有の芳香を持つ液体です。発ガン性(白血病等)が認められているほか、中枢神経作用や皮膚・粘膜刺激、骨髄毒性等も報告されています。
マ 行	民生家庭部門	エネルギーの消費区分の1つで、冷暖房用、給湯用、厨房用、動力・照明など、家庭でのエネルギー消費を対象としています。自家用自動車によるエネルギー消費は運輸部門に含まれています。
	民生業務部門	エネルギーの消費区分の1つで、事務所・ビルや学校、ホテル、百貨店などの第三次産業などにおけるエネルギー消費を対象としています。
	面的評価	一定の地域ごとに当該地域内のすべての住居等のうち、基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握する方法のことをいいます。
	藻場	沿岸の海域で藻類などが群落状に生い茂る場所のことをいいます。魚介類にとってすみかであるとともに、産卵や生育の場として重要です。
ヤ 行	有害大気汚染物質	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気の汚染の原因となる物質のことです。該当する可能性のある物質として234種類、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質(優先取組物質)として22種類がリストアップされています。
数 字	3R	ごみを減らすためのキーワードです。①Reduce(リデュース：ごみを減らす)、②Reuse(リユース：再使用)、③Recycle(リサイクル：再生利用)という、Rで始まる3つの行動のことです。
アル ファ ベ ット	BOD	生物化学的酸素要求量といい、河川などの水の汚れ度合いを示す指標です。水中の有機物などの汚染物質を微生物によって無機物あるいはガス化するとき消費される酸素量(mg/ℓ)で表したものです。数値が高いほど、水中の有機汚染物質の量が多いことを示しています。
	COD	化学的酸素要求量といい、海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標です。水中の有機物等の汚染物質を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素量(mg/ℓ)で表したものです。数値が高いほど、水中の有機汚染物質の量が多いことを示しています。
	ESCO 事業	Eneigy Service Company の略で、エスコと読みます。ビルや工場の省エネ化に必要な技術、設備、人材、資金などのすべてを包括的に提供するサービスです。省エネ効果を ESCO が保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCO の経費等が、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となります。

用語		用語解説
アルファベット	ISO	国際標準化機構(International Organization Standardization )の略称です。世界共通の規格・基準を制定している民間の組織で、昭和22年(1947年)に発足し、本部はスイスのジュネーブにあります。
	ISO14001	国際標準化機構(ISO)が定めた環境管理の国際規格 ISO14000シリーズの1つで、環境マネジメントシステムの規格です。
	Lden	平成15年(2007年)12月の改正で、航空機騒音の評価指標としては、平成25年度(2013年度)より時間帯補正等価騒音レベル(Lden)が使用されることとなっています。 時間帯補正等価騒音レベル(Lden)とは、容易に測定ができ、かつ、エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベル(dB)のひとつで、これまでの WECPNL(うるささ指数)と同様に夕方や夜間の騒音に重み付けをして評価するもの。国際的に騒音の評価指標として主流となっています。
	NPO	Nonprofit Organization という英語の略称で、日本語に訳せば「民間非営利組織」となります。民間の非営利団体、その中でも特に市民が主体となって社会貢献活動を行っている団体を指して NPO と呼ぶことが多く、特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は、NPO 法人(特定非営利活動法人)」と呼ばれます。
	PCB 廃棄物	PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、絶縁性、不燃性に優れた油であることから、かつてはトランスやコンデンサーなどの電気器具をはじめ、幅広く使用されていました。しかし、昭和43年(1968年)にカネミ油症事件が発生するなど、その特性が社会問題となり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和49年(1974年)に製造及び輸入が原則禁止されました。PCB 廃棄物は、処理施設の整備が進まなかったことから、長期保管されてきましたが、平成13年(2001年)に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備を図り、平成28年(2016年)までに処理を終了することとされました。
	PDCA サイクル	計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を内部で点検(Check)し、不都合な点を是正(Action)した上で、さらに元の計画に反映させていくことで、螺旋状に品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものです。この考え方は、ISO14001などのマネジメントシステムに採用されています。
pH	水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示します。	